

## ◇内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る第2回意見募集結果

ダムに対する評価及び5つの洪水対策案、2つの河川に必要な水の確保の対策案、評価軸について

番号	住所	意見
1		<p>洪水対策案の概要ですが、新たな用地買収(土地の高度利用化が進んだ中)やそれに伴う補償が発生すると考えられますので時間と費用(概算事業費でわかるがその内訳が不明)がかかるということを明記したらいかがですか？</p> <p>また、今回の大震災に伴い特に防災対策は早期に完成しその機能を発揮する必要があると誰でも思ったことではないでしょうか？</p> <p>水の確保の対策案ですが案の2では誰が管理するのか不明。(河川管理施設として管理できるのか?)・単純の方が管理し易いと思います。</p> <p>また案の2はダムとは言えないですが巨大なタンクを作るようなものですか？</p>
2	岐阜市	<p>長良川には、ダムを作るべきではないと思います。今、長良川は、どんどん汚れていっています。</p> <p>私が高校生頃までの長良川は、藍川橋の上から川底の石が見分けられました。今は、見る影もありません。</p> <p>この上、ダムを作っていけば、状況はますます悪くなるばかりと思います。ダムのほかにも、堤防の増強や、流域の変更など方法はあるはずです。是非とも日本を代表する美しい川を護っていく努力を惜しまないでほしいです。</p>
3	郡上市	<p>ご苦労様です。</p> <p>洪水対策について、私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>内ヶ谷ダムの建設結果、郡上市美並地内の水位の低下は、30センチとの説明がありました。</p> <p>平成16年の豪雨における美並町木尾地内の浸水被害は、店舗を合わせて10戸ありました。</p> <p>ダム建設による水位の低下は、30センチでも、1メートルであっても、このうち8戸の建物の被害は、全く軽減されません。</p> <p>今後、16年洪水以上の洪水に見舞われる可能性を否定することは、できないと思われま。</p> <p>つまり、ダムによる洪水対策は、意味をなさないとします。</p> <p>洪水対策としては、とにかく郡上地内においては早く水を下流に流すことを一番に考えるべきだと思います。</p> <p>その手段としては、障害になっている流域の浚渫、川岸の土砂、堆積物、岩石を除去し、河川の流域断面積を拡大する事に重点を移すべきだと考えます。</p> <p>遊水地は美濃市より下流域でない建設は難しいと思います。</p> <p>もうひとつ言えば、いくつもの河川の流域に跨って集中豪雨になることはなかったのではないかと思います。</p> <p>長良川の水を木曾川に分流するという案は、検討になっていなかったように思いますがいかがでしょうか。</p> <p>我が国の持つトンネル掘削技術をもってすれば不可能ではないと考えます。</p> <p>以上、地区の住民と共にいろいろと話をしておりますが、私の考えを述べさせていただきました。</p>

番号	住所	意見
4	郡上市	<p>郡上市美並町で行われた説明会は、先生たる人の質問(多くは反対意見)が多く地元平民の質問の出来る状態では、無かったように感じました  一番長良川の近くに住んでいる私たちの素朴な思いに対しての質疑応答がメインと考え出席しましたが、少し違うように思われました  私も、床下浸水の被害を受けました 最近の川は、現在でも少し異常です  少雨量でも、水は濁り、水位は上がります  デスク上の計算値と、実際の川の状態は必ずしも一致しないと考えます  昨今の観光化、山林の荒廃 一番大きいのが 高速道路の水だと考えます  今後4車線化が進むにつれ、水は全て長良川に流れ込むでしょう  その事を、考えると、東海北陸道に乗った雨水を貯めるべき、貯水槽を作り少しでも川への、流入を抑える事は出来ないでしょうか</p>
5	大垣市	別紙1
6	各務ヶ原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水対策案について  5つの洪水対策案が示されており、どの方法にもメリット、デメリットがあり最善の対策はどれか結論づけるのは非常に難しいことです。将来の維持管理費は必要ですが建設コスト、実現性を考えれば「対策案1」の(ダム+河川改修案)が最善と思われます。維持管理費についてはこれから最善で安価な方法を検討していただきたい、農地防災ダムの維持管理費は余りかかってないように思われますが、治水ダムの維持管理費も無駄を省くことができませんか。  河道改修の方法として場所によっては河床勾配を考慮して河床掘削により断面を確保して、河岸の景観を保護することが出来ないか検討していただきたい。  他の洪水対策について、遊水地の設置、水田貯留、それらの複合案がありますがこれらの案については現整備計画以上の整備を行う時の検討案としておいておき、当面「対策案1」を早期に実現して長良川の治水安全度向上を図るべきだと思います。</li> <li>・河川に必要な水の確保の対策について  現計画のダムによる対策で良いと思います。  ダムによる土砂の供給がどれだけ減少するのか、土砂の供給が減少した場合の影響はどれだけあるのか、亀尾島川下流には砂防ダムが設置されていると思われま</li> <li>・その他の意見  「東日本大震災」は「想定外」の大地震でそれによる津波も想像を超えるものであります、最近の異常気象を考えるにこの教訓はしっかり生かされるべきであります、当地方も地震もさることながら、異常な降雨にいつ襲われるか分かりません、長良川に限らずどこの河川も異常降雨に対する対策を講じておかなければなりません。最近国土保全についても世論を巻き込んでいろいろ議論されておりますが、大いに議論することも結構ですが早く結論を出していただきたい、ましてや事業が進んでいる箇所については事業の一日でも早い完成を望みます、議論をしている間にも大きな災害が起こるかもしれません。  また、内ヶ谷ダムについて今一度発電計画を検討されてはどうですか。今後貴重なエネルギーになると思われます。</li> </ul>
7	郡上市	別紙2

番号	住所	意見
8	関市	<p>① 各案の妥当性について  ○「洪水対策案」の安全度、コスト等に対する評価が、河川整備計画レベル(1/20)の目標に対しての評価を基準としており、ダム計画の見直しの比較対象洪水としては低すぎるのではないか。ダムの過小評価につながっているのでは。  ○「洪水対策案」5案に、ダム及び遊水地を考慮しない文字通り、河道改修のみの対策案を加えるべきではないか。  長良川流域にとって、ダムまたは遊水地等、流域貯留の重要性を的確に評価し、河道改修案と比較して、これを明確化するべきである。</p> <p>②各案の評価の妥当性について  ○「洪水対策案」の評価軸による評価&lt;3&gt;&lt;4&gt;の、対策案2～5において、芥見地点での遊水池(国、国・県とも)の効果がダムより大幅に少なく算定されているようであるが、採用モデルに問題はないか。  評価&lt;2&gt;でも0となっている。</p> <p>③その他  長良川中流域は、平成11年、16年と近年でも大水害に見舞われました。流域の開発と温暖化による異常気象の影響から、今後も同程度の洪水が頻発するものと危惧されます。ダム建設地点から下流域まで、広範囲にわたってその治水効果を発現できる内ヶ谷ダムの継続実施を切にお願いします。</p>
9	京都府	別紙3
10	岐阜市	<p>東日本大震災が発生しました。  戦後65年が経ち時代の変化に対応できない行政機構を根本的に大改革をしないと被災地の復興と日本経済の回復があり得ません。  自分の選挙テリトリーで金を使い実績を残したい首長と権限を拡大したい国と地方行政の構図のままでは日本の復興と経済の回復は出来ません。  計画を作り長い時間の経過の中で時代の要請と全く合わなくなってもしゃにむに計画を遂行する、その中で自己実現を図っていく今のキャリア官僚のシステムも国民に評価される方向に変えていかなければなりません。  体制に組み込まれた無知な(失礼)首長はだましても正しい数字で説明しなすと市民は納得できません。内ヶ谷ダムの費用対比で遊水地費用をすべて土地買収の計算でそれならダムをつくったほうが安いよというのは騙しの最たるものです。  木曾川水系導水路計画の継ぎはぎだらけで根拠の無い数字説明も導水路が必要な説明にはなりません。長良川河口堰を閉め続けなければならぬ説明も見つかりません。海津市の旧体質が塩害を叫ぶのを水資源機構は唯一の頼りにしています。  堂園課長には長良川市民学習会のメンバーとして何度もお会いして話しを聞きました。その印象は優秀な官僚であることとしっかりと説明をする姿勢から豊かな人間性を感じます。  古田知事は聡明な知事であることは県民も承知をしております。時代の変革をしっかりと見て今、日本に岐阜県に最も必要な施策はなにか？ 中央と地方の既得権益に惑わされることなく県民が必要とする真の政策を推しすすめられんことを期待しています。岐阜県より時代を打破するリーダーの出現を期待します。そうしないと起債許可団体の岐阜県は生き残れません。</p>
11	岐阜市	別紙4
12	岐阜市	別紙5
13	兵庫県	別紙6

番号	住所	意見
14	岐阜市	<p>(1)内ヶ谷ダム建設予定地は、美しい渓谷です。ここにダムを建設するということはこの渓谷を破壊して、水を貯めることとなります。この環境を破壊する損失が全く考慮されていません。きちんと、損失額を推定すべきと考えますが、いかがでしょう。参考として、私たちが行った「長良川河口堰によって失われた環境のCVM (contingent valuation method)による評価(2003 水資源・環境研究)」では、年間2,600億円の税金で購入してもよいとの結論が得られています。</p> <p>(2)遊水池の確保は重要な代替案と考えますが、土地の買い取り以外の選択肢の検討はされたのでしょうか。</p> <p>水害が起こった時だけの補償と復元費用という方法はとれないのでしょうか。</p> <p>代替案費用＝米の補償費用(1)＋水田の復元費用(2)</p> <p>(1)米の補償費      収量:うるち米、1 a あたり玄米50-70 kg(中間の60kgとすると)      価格:玄米60 kgあたり 15,000円 として、<math>5,700 \times 15,000 = 85,500,000</math>      57haで、8,550万円、2年間と考えると倍の 1億7千万円</p> <p>(2)水田の復元の費用をいくらぐらいと見積もりますか？      参考:諫早湾 942haの農地と2,600haの調整池で 建設費2,533億円      単純な割り算だと、<math>(2,533 / (942 + 2,600)) \times 57 = 40.76</math>(億円)</p> <p>百年に1度の災害ですと、上記費用、1回ですみます。百年間に一度も出費しなくて済むかも知れません。負の遺産は何も残りません。      以上、ご検討下さい。</p>
15	各務ヶ原市	<p>1 洪水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策案のうち、水田貯留は、米作を目的とする水田の畦をかさ上げし、貯留機能を持たすものであり、施設の管理を水田の所有者に委ねることになる。将来にわたって、計画した洪水貯留機能を確保できるか不安がある。水田貯留をメニューに取り入れた計画は脆弱性を有するものであり、避けるべきである。したがって、対策案4, 5は採択するべきではないと考える。水田貯留は補助的(定性的)な対策にとどめるべきである。</li> <li>・対策案のうち、河道改修は、断面不足部での計画流量流化能力を確保するもので、必須のメニューである。</li> <li>・ダム、遊水地(国)、遊水地(国・県)については、地元への説明、用地の確保、費用、工事期間を考えた時、早期実現可能なダム計画が最も優れている。</li> </ul> <p>遊水地計画は、施設の実現にかなり時間を要することから、計画安全度のレベルアップのメニューとして考えるべきである。</p> <p>○ 以上から、対策案1(現計画案、ダム+河道改修)、が最も優れた案と考えます。</p> <p>2 河川に必要な水の確保の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策案2の河道外貯留施設は具体的に示されていないが、内ヶ谷ダム付近で600千<math>m^3</math>の容量を確保するものとなっている。新たな大規模施設の実現には、かなりの時間を要すると考えられることから、河川に必要な水の確保の対策は、洪水対策案とセットで考えるべきである。</li> <li>○ 河川に必要な水の確保の対策としては、早期実現可能な対策案1(現計画案、ダム)が優れていると考えます。</li> </ul>

番号	住所	主な意見
16	美濃加茂市	<p>ダム用地購入済みならば、ダム完成が災害に対して最善の策ではないか？－H39完成予定。遊水地対策については今後土地交渉するならば現実的な災害対策ではないと思われる。</p> <p>【対策案1のコストについて】7.9億円/50年なら0.4億円/年で負担として軽いと思う。災害対策は早急に必要。</p> <p>【対策案1の環境への影響について】亀尾島川支流分のみ土砂の供給に問題あるとの評価でよいのではないか。</p> <p>【河道外貯留施設の目標について】期間が未定では対策とならない</p> <p>【河道外貯留施設の】維持費0.1億円は本当か(20万/年)</p>
17	岐阜市	<p>遊水地の説明についてもう少し詳細されたい。①規模、どのような地域か②費用の算定方法。水田貯留方法の説明についてもう少し詳細されたい。①費用の算定方法。</p>
18	岐阜市	<p>ダム建設を要望します。</p>
19	関市	<p>専門的な説明が多く理解しづらい。一般市民への説明としてはもっと図などを活用し説明すべき。環境の保全とコストに関する事は、大変難しい問題だと思いますが、環境の保全については、もっと考えるべきだと思う。ダムは集中管理的なものであると思うが、安全面からみて分散も考える必要があるのでは。全体事業が分からないので評価も理解もしづらい。上流域と下流域との目標が違うのは、上流域の安全度が軽視されるのでは。</p>
20	美濃市	<p>完成までにまだ6年もかかる。早期完成を要望します。ここまで進んだ事業をなぜ今頃検証するのか。民主党の考え方がわからない。これだけ検討するにもかなりの費用を要していると思われる。工事費に充てた方がどれだけ良いか。</p> <p>【対策案1についてダムの】水は平水位には濁ると思われる</p>
21	美濃市	<p>ダムの早期完成を望む。</p>
22	埼玉県	<p>【洪水対策について】</p> <p>水田貯留案は、水田所所有者全てから同意をえることは現実的ではない。一部の方から同意が得られても、ダムの代替となるか不明である。遊水地(国)がつくられた場合、土地利用はせいぜい水田か公園となる。重要産業は誘致できない。環境への影響は何を実施しても何らかの環境影響はある。全ての案でそれぞれに何かある。ダム案は亀尾島川への影響が大きい。</p> <p>【安全度の対策案2について】・確率規模1/100は河道改修で100m<sup>3</sup>/s分多くなるので、ダムとの安全度は変わらない。100m<sup>3</sup>/s増えても水位は同等に保たれるはずである</p> <p>【コストの対策案1について】・ダム事業費344億円→比較では92億円。この差について説明していない</p> <p>【遊水地の実現性について】・議事録(検討の場②)における関市長の発言では、遊水地の同意が得られない可能性が高い</p> <p>【河川に必要な水の確保について】</p> <p>河川管理者はダム以外で流水の補給をした事例はないのでは？。河道外貯留は、ダムができないなら不要な対策。徳山ダムから導水すればよい。そんな事業があるので、ルート変更。さらに新規利水意外に河道外に流水を出すことを河川管理者は認めるのか？</p> <p>新規利水意外に河道外に流水を出すことを河川管理者は認めるのか？(県が県の施策を否定？)。また、豊水以上の流水がないと、取水できないのではないのか？法律を調べておく必要がある</p> <p>【河道外貯留施設について】まだ検討も出来ていない案は、流域をふりまわすだけで、いつできるか不明である。</p> <p>【河道外貯留施設は】ため池ができるようなもの。ダムよりはインパクトが河川に対して少ない。</p>

番号	住所	主な意見
23	美濃市	良く検討された案であり、評価軸ではあるが、多くの評価軸がこれまでの経緯、コストを考慮した評価になっている。環境をとるか、安全をとるかではないでしょうか。個人的には、現在までにかけた費用を考えるとダムを進めてもやむを得ないと考えます。今後新たな場所で治水計画を考える時にこのような作業を行えば良いと思います。
24	関市	ダム代替案であれば、ダムの資料は無くし、ダムとの比較は取り去るのが本来の説明である。参加者のダムに対する取り組みは基本的に自分の意志を持ってみえるので、正しい判断をするには、ダムの表示が無いのが本来ではないですか？私はダムに賛成できるような意見のものです。不快感がありました。 【遊水地について】土地取得難しい。道路のようなものなら使用用途があるが、いつつくのかわからないものは相手に説明がむづかしいのでは？
25	大垣市	(情報公開された資料を見る限り)長良川圏域河川整備計画策定の際、河川法16条の2第4項にかかる公聴会(前提として説明会等)が開催された痕跡がない。今日にこれだけの人が集まるのであれば、もっときめ細かく行われるべきではなかったか？。資料P3の洪水調節効果のイメージ図。「計画断面」であればダムをなくしてもHWL以下なのに、イメージ図では<ダムあり=HWL以下><ダムなし=HWL越>に見える。これは一種の偽計ではないか？。1/20(板取川上流では1/10)において、ダムによる洪水調節効果がどれだけあるか分からない。大臣管理区間の河川整備計画との整合性が分からない。国施工遊水地57haの意味がよくわからない。バックデータの提示のない「説明」はプロパガンダとどう違う？(東京電力、原子力保安院の「大丈夫」と同様!!)。口頭での質問への回答は意図的なすり替えか？「バックデータの整合性」を問題としている。 【洪水対策の対策案1について】・「ダム」の分を切り分けて提示すべき・環境コストをネグレクトしている・なぜダム案が他より優れているのか分からない。「開発志向」は卒業すべき・長良川に残された貴重な溪流部を失わせてならない 【洪水対策の対策案2について】・②100m <sup>3</sup> /sマイナス③190m <sup>3</sup> /sマイナスの根拠を示す資料は？⑤上流への効果ない？←遊水地に向かって流れやすくなるはず・ダムに比べれば、他案は「○」内ヶ谷ダム計画において十分な生物調査をしていないことこそ大問題 【洪水対策の対策案4について】・水田のような生物多様性保持の場所を極限的に確保していくのか。今後の社会の在り方。(水田所有者以外も応分の負担をすべき) 【河道外貯留施設の】流水の正常な機能の維持(不特定容量)についての考え方が根本的に歪んでいる。【事業を中止した場合にかかる河道外貯留施設案は】「自然」という貴重なものが得られる
26	岐阜市	ダム事業費残166億円の洪水(92億円)正常流量の確保(74億円)の配分根拠を示してください。計算内訳の明示をお願いします。本説明会では、ダムの有効の声は無かった。是非、県としても今後反映してほしい。
27	岐阜市	水田貯留案は実現性乏しい。ダムは寿命有、コンクリート反対
28	岐阜市	河道改修案は区間において全て広げなければ実現性は小。水田貯留案は地権者の全ての了解がとれるとは考えられないので実現性小。遊水地案は柔軟な対応無理。遊水地の位置はかぎられるのではないかと。ダムより下流の川に土砂が補給されないため、川がやせほそり、在来の生物等の影響があるのではないかと？
29	関市	福島原発事故のこともあり、少しでも水力発電による発電能力確保を考えられてはどうか。 【河道外貯留施設は】具体的な構造・手法が不明なため解りにくい

番号	住所	主な意見
30	美濃市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【1/100規模の洪水の場合において】美濃市の立花が100m<sup>3</sup>/s増になるのは認められない</li> <li>・遊水地の確保が出来る可能性がない。水田貯留するための事業は大変難しい・将来的に水田の保全するのがむつかしい開発が考えられる・大きな石がなくなり鮎釣りに被害がある。放流の緊急対応が出来るか・ダム以外の案において土砂がたまり除去をしなくてはならなくなる。</li> <li>・【河川に必要な水の確保の対策の対策案1の実現性について】ダムは平成39年ではおそすぎる。</li> </ul>
31	岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム案は優れている(実現可能と思われる)・ダム案は環境への影響がとちらかというやすくなくて良い。</li> </ul>
32	関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者と協同して発電機能を付加できないか・遊水地や水田貯留は土地所有者の同意は不可能ではないか。</li> <li>・【河道外貯留施設は】大雨が降らなければ、ムダな施設とならないか</li> </ul>
33	関市	<p>水田については、流域の水田総面積に全て水を張った場合の仮定(稲作を全て行う)をして、農業政策による休耕田による水張りが多い。貯水性を水田に求めるならば、農政のあり片を考える必要がある。内容のボリュームが大きく、説明を受けただけでは書けない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【対策案1について】・昨今のゲリラ豪雨の中この計算は将来も正しいのか</li> <li>・水力発電からの放流水と今回のダムの放流水は水質が違うのか。今回のダムは流すだけならきれいな気がする。ダムが完成しても流量は出来る前より同じか？河床が変化したり水温が変化しないか</li> </ul> <p>【河道外貯留施設は】どのような構造なのか</p>
34	美濃市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【洪水対策及び河川に必要な水の確保の対策案とも、ダムは】地震の対応【の検討必要】</li> <li>・【洪水対策について】・水田は個人所有であるため永久性がない・ダム案は地域のライフラインが整備されるため地元プラス・遊水地を作ることにより自然が保たれる・ダムの下流は水を放流したときににごった水が流れるのではないか。水生生物へ悪影響・水田貯留案は水田を貯水池とするため新たな生態系が発生する。</li> <li>・【水田貯留は】農地耕作への影響。営農放棄の減</li> <li>・【河道改修は】現状の自然態系がほぼ維持される</li> </ul> <p>・【河道外貯留施設は】地権者の同意に問題有。ポンプ等の光熱費がかさみ、維持管理費が永久に続く</p>
35	関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの維持管理費の算出額が少なすぎる・岐阜県には負担できるお金がありますか・1人当たりの耕作面積が少ない中で、メリットが無い・国有地、県有地であれば可能であるが、遊水地に私有地もあり年数が長年かかる。</li> </ul>
36	岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節量100m<sup>3</sup>/sの効果はいかほどか。評価に差をつけるだけの効果がわからない・【水田貯留について】永続的な機能保全には私権制限等が必要になるのではないか。</li> </ul>
37	関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年よく発生するようなゲリラ的豪雨等考えると流域(雲の流れも含めて)の特性を考慮しなければならない・個々の水田を改修しても、維持管理が基本的に個人となるので維持コストがかかるのではないか・個々の水田を改修しても、維持管理が基本的に個人となるので維持コストがかかるのではないか。</li> </ul>
38	関市	<p>想定外の流量にどれだけ対応できるか不明。各評価ごとの優先・優越の度合が不明。維持費と人命・財産の安全確保は比較できない。ゲリラ豪雨など予測不可能な事象が多くなっているため一刻も早く事業推進をはかってほしい。</p>

番号	住所	主な意見
39	関市	ダム建設の場合に、ダム管理者は(県として)洪水時、平水時、常駐の職員人数はどのように考えてみえますか。私は関市東志摩に住むものですので水害については何時も大雨の場合小俣川樋門管理者として大変です。心配しています。ダム建設が無い場合、洪水調節施設(遊水地)、東志摩地域の遊水地が多くなることを心配しています。
40	関市	長良川はダムのない川、河口堰ができたため、ダムをつくらないといけないのか？。水田の嵩上げをすることは困難では(526億円)。河道改修、遊水地はどういう仕事をするのか？長良川は岩石が多いができるのか？。P6の森林の保全について検討することがある。保水力がなくなっている。100年に1回洪水、集水面積1,000km2のうち40km2の雨水を対象にしておかしいのでは？
41	関市	本日の説明会を聞いていますと、ダム以外にないと思われませんが、出来説明会と思われる。中部電力の参入で水力発電をしたら良いと思う。
42	岐阜市	森林保水の面(事)が全々説明されていない。長良川水系から思うと、部分的な対策ダムと思う。
43	関市	・長良川本流・白鳥・吉田川で大雨が降ったときはどうなるのか？・ある程度遊水地が必要と思う。
44	瑞穂市	すでにダムサイトを県有地にしているため、今更政権交代で、計画を変更すべきではないと考える。民主党政権崩壊近い未来、従来の自民政権に戻れば、ダム案に戻るのではないか。国交省の指示とはいえ、このような検証を実施すること自体が、時間とお金のムダではないか。遊水地や河道改修だけでは1/100に耐えられることができるのか。見込みが甘いと感じる。昨今の雨の降り方から見ても現在の1/100計画は、100年後には、1/50や1/30等となり、低い安全率になるのではないか。評価について、全て「不明」なものは、評価するにあたらないのでは？ 【洪水対策のダムについて】・ダムが最も環境に対する影響が大きいと考えるが、見込みが甘いのでは？ 【洪水対策の遊水地について】・遊水地に家が建っている場合もあるがどうするのか・家の移転費はどうするのか 【洪水対策の水田について】・現実的に水田の所有者の同意がとれるとは考えられない(農機具搬入でも15cm嵩上げは大きいのでは)・地域コミュニティーの再生というよりさらに水田を捨てる人が増えると思う・稲等に対する影響は評価しないの？ 【河道外貯留施設は】コストが高い時点で工法にのらないのでは？。ダムは、無害な土砂も貯めてしまうのでは？河道外貯留は、無害な土砂は流下し海岸線に与える影響は減るのでは？
45	関市	ダム建設事業は早期より進められており、ダム建設地や水没地域の方々がすでに土地を離れておられ用地買収も終わっている。遊水地を広げたり、田のあぜを高くする等の対策は郡上市や美濃市には谷が多く適地はほとんどないと思われる。いくら自然環境が悪化するとは思われるがダム建設推進に賛成である。自然災害のこわさは今回の東日本の地震、津波で誰もが実感したところである。ダムの早期完成を願う。
46	岐阜市	・880m3/sの雨量は？・忠節で何cm低下か？・亀尾島流域以外に降雨があった場合は？・水田嵩上げに502億円は高いのではないか。 ・正常流量はそもそも必要な水か？【河道外貯留施設と】ダムとどう違うのか？
47	関市	ダムありきで、脱ダムの対策が真剣に考えられていない。ダムに地球温暖化や地域振興にや役立つなど、全く根拠に・・・「ヘリクツ」である。自然災害に人の浅知恵で未然防止は、東北大震災で実証済「ムリ」。



番号	住所	主な意見
48	郡上市	一般市民として関心があるのは、早い時期の発現です。コスト面も重要であるが、実現までの期間はどうか？沿川住民としては、いつ効果が見られるのかも関心があり、将来の生活スタイルも想定し視点の項目も必要ではないかと思う。最短でも15～20年は要すると想定する。
49	関市	ダム計画の開発当初からどれだけの費用がかかっていますか？
50	関市	ダム建設が前提のように取れる。
51	岐阜市	洪水対策案の評価軸による評価、河川に必要な水の確保の対策案の評価から判断するかぎり現計画案であるダム＋河道改修が良いと考えられる。また実現性からいっても現計画案が良く、治水効果が最も早く実現できるため、現計画案が良いと考えられる。
52	関市	河道掘削＋遊水地案は、利用方法により現実的。
53	岐阜市	ダム事業が進んでいるため、コストや実現性等の他の代替案は×となるが、ダム事業が始まっていない場合は、コスト面でダムは高価になり、また実現性等は他の代替案と同様になる。一該にはいえないが、現在着手していない大島ダムなどは、中止となるような気がする。今後、計画中のダムは、何をもって他の代替案と差を付ける(差がつく)のか興味がある。  【対策案2(河道改修＋遊水地(国))の】遊水地は1/100ではないのか？
54		・堆砂量は100年必要か・ダム形式の変更は可能か(洪水吐きの位置の変更)・遊水地を深くすることで対応できないのか・ダム案は山奥でどう活用するのか。活用するための開発はだれがおこなうのか。 【水田貯留案は】用水路の整備費は含んでいるのか？
55	岐阜市	【洪水対策及び河川に必要な水の確保の対策案とも】ダムの用地の維持管理については、適正な森林整備を公有地内で行うことにより森林の販売による利益ならびに森林による保水能力の向上が図れる。また、ダム取得地を良好な森林保全地とし、課題が多い個人所有地に比べて適正な林業振興を図ることができる。また、ダム取得地を適正に管理することで良好な環境を確保できるのではないのか。
56	郡上市	3.11東北大震災後多くの方が人生感が変わったとの声を聞きます。同時に自然に対してこれを人間の力で乗り越えられるとの「オゴリ」の考え方が痛烈に反省されています。最強の防波堤も、安心・安全の原子力発電所も、又、ダム工事もしっかり。今、日本国土の国造りの理念が根本的に見直されるべき時ではないでしょうか。又、素朴な意見としては原子力から自然エネルギーへの転換の中で水力発電が「0」との考え方だけでいいのでしょうか。洪水時の被害にコストを掛けて対策を立てるよりも被害のは発生から”逃れる”ことが大切だと思う。少子・高齢化の社会がこのまま進めば、必然的に人口は急激に減少します。減少し続ける人間の地域社会は最良の形態を合意形成の中で選択すべきと考えます。そのためのコストは誰も反対しないでしょう。
57	関市	水田貯留主体案について、農業経営はこの地区ではすでに破綻しているので無理。農地転換が簡単にできる現状も。 【ダムを】もっと早く完成して欲しい。用地に協力して故郷をなくした人の気持ちも大事にしてもらいたい。早く完成させないとコストがどんどんかかる。早くダムの完成を願っています。【河道外貯留施設について】中流部では用地確保が難しいのでは？
58	郡上市	総費用から見ると当初計画通りの推進要と思いましたが、合流点より上流の対策がどうか心配になりました。1/100の災害から？
59	郡上市	【対策案1について】治水目的なダムであることは問題ないと思う。長い目でみれば金だけでなく、是非造っていただきたい。自然を大切に。

番号	住所	主な意見
60	郡上市	総合的に評価すると、やはり内ヶ谷ダムを建設して治水をする方法が、長期的に見ても効果的であると感じた。用地買収が済んでいるので、早く着工して少しでも早く完成した方が、安心であると感じた。水力発電への利用ができないかと思った。全国でも特色のある観光名所となるようなダムを建設すれば郡上市も潤うと思う。 【対策案1について】ランニングコストが他よりも何故高いのか不思議に思った。他も管理費がかかるはず。黒部ダム、御母衣ダムのように観光地として欲しい。 【水田貯留に関して】農業をする若者が少ないので厳しい。  【河川に必要な水の確保について】郡上の川にはアユやアマゴが棲んでいる。棲んでいられるだけの適度な水の量は必要。水枯れ時の対応ができるのならば、そうしてもらいたい。 【ダムから河川に必要な水の補給を行う】放水時に発電して欲しい。
61	郡上市	地域によって平成16年災害対応、1/10、1/20対応の計画となっているがどうして区分するのか。1/10地区では不安が残る。
62	郡上市	自分は漁業組合関係の役をやっており、生物、特に長良川の魚を考える時、河道改修及び遊水地の方法は、出水水濁が出来、その中に魚が取り残される事が予想されます。現に、美並町吉田地域でも魚の取り残されもあったので、この点も良く検討していただきたい。 説明に当たっては、高度すぎて判らない。 説明中、ポインターをもう少し使って説明して頂きたかった。ポインターが小さく見づらい。 漁協もアユやアマゴを放流している。遊水地は洪水時に魚が入るが、その後取り残され大量死が起きるから、対応を考えてほしい。 河川の中にも瀬切れの時などに水たまりとなり、魚が取り残されるところがいくつもある。漁業関係者としても魚が生きられるよう川の水の量の確保は必要だし大切と思う。
63	郡上市	1/100以上の場合、流入量=放流量というお答えでしたが、同じということは洪水調節がなくなってしまうということで良いのでしょうか。
64	郡上市	亀尾島川上流にある「堰堤」は何の役割なのですか？砂が上流まで貯まってしまう、川が死んでいます。ダムによりますます死んでしまいませんか？お時間作って頂き地元説明して頂けませんか？宜しくお願いします。
65	美濃市	一つの方法に頼らず、50年、100年先を見て、いろんなことを、みんなで考えてみんなで、やっていくことが必要なので、大変勉強になりました。
66	郡上市	内ヶ谷ダムの効果として下田付近で30cmの水位低減では。平成16年10月の台風の時水量の時はほとんど意味をなさないほどの数値に思える。ただ、内ヶ谷ダムでもなかったらその分影響を受ける訳で対策としてはどうしても必要かと思う。是非、複合的施策でさらなる治水対策を願うものである。今さらでもあるし、何かの理由があったと思うが、内ヶ谷には落部へ向かう川もあるはずで、なぜこちらがダムの対象にならなかったのかと思う。
67	郡上市	大雨の時、心配なことは河口堰が作動しないことが起こりうるのではないかとことです。
68	郡上市	板取川合流より上流については、1/10という実現性の高い現実的な数値の整備目標となっていますが、H16年で浸水被害を受けた地域は到底助かりませんが、この点は、詳細な考え方の説明をしてもらいたい。
69	郡上市	・本日の説明は、まずダム建設ありきで説明されている。・ダムを取りやめ、代替案相互の比較をすべきではないのか。・ダムより堤防の嵩上げで対応が可能では。

番号	住所	主な意見
70	郡上市	私は60年美並に生きているが、H16の洪水を体験した身としては30cmの水位減少では何の意味もない。75cmでも同じ。郡上市のための洪水対策としてはほとんど意味がない。誰のための対策ということになる。既に4回程の洪水を経験しており15年に1度で起きているのが現状である。
71	郡上市	説明資料P17・18の表によれば、概ねダム建設が治水事業のため優れていることになるが、そもそも前原大臣がどのような目的・意図で「ダムに頼らない治水事業」を発言されたのかの説明があると良い。
72	郡上市	内ヶ谷ダムの効果は少ないと考える。合流点以北で雨量が多い。ゲリラ豪雨はどこで発生するかわからない。
73	郡上市	各項目(課題)について、よく検討されていると思います。課題の重要度の観点がないように思われます。(個々に差があるかもしれない)
74	郡上市	水田を利用した洪水対策は、中山間の制度があり必要ではあるが、耕作放棄地が増加していて将来を考えると現実的ではない。
75	郡上市	ダム建設について、その効果は認められるが、今後ダム施設が存続する限り維持管理費が必要になる。しかし、その代替となる遊水地をこれから取得するのは現実的ではないので早期に効果が期待できるダム建設を進められてはどうか。 【河道外貯留施設は】現実的でない
76	郡上市	・説明から十分理解ができなかった。もっとわかりやすい説明を・評価は誰かしたのか。ダム建設が必要となる結論を導いている。・38名の意見の概要はホームページで調べることができるのか。・ダムをなくそうという動きは各国で見られる。今日の意見にも山林を育てることで治水を進めようとの意見があった。こうした世界の動きについて、どう捉えてみえるか。
77	美濃市	私は下流の美濃市在住です。洪水のたびに川近くの家が水につかるため、ダムの早期完成を望みます。
78	郡上市	※ダムは必要ない。◎河川堤防+河道掘削+地盤上げ(第2案に近いプラン)
79	郡上市	水田貯留の水田は個人のものであり将来的にも計算出来ない 【河道外貯留施設は】現実的でない。確保する土地がない。
80	郡上市	治水だけでなく発電(電力)も考えたい
81	郡上市	「治水の為のダム」であるのは、下流地域の目線ではばかり話をされている様な感じがしました。郡上地域の環境や洪水の心配は川だけでなく山々も含めて考えてほしいと思いました。最近の気象状況に対応できるものかどうか、東北地方の地震による津波のような”想定外”ということがないようにしてもらいたい。郡上鮎はこれからも今まで通り、存続されるものであってほしいです。 【遊水地については】これから地権者等の協議をしていくことで、金額面という事+時間的にも手掛けることが、もったいないと思った。
82	郡上市	長良川も一端洪水を起こすと思わぬ大きな被害を起こす。その治水は大変と思うが一度浸水を起こすと、床上浸水ともなれば生活に大きな影響を与える。水害対策は昔よりはるかに良くなっているが一層の努力と期待をしております。
83	郡上市	1. ダムが洪水に役する根拠が不明。2. 説明数字はダムありきの為の説明。科学性に乏しく信頼出来ない。3. 遊水地の土地は当然ながら購入の必要なく借入れと補償費であり過大な費用の積み上げである。4. 耐用年数と維持管理の面から造る費用も含めて効果が不明の割には費用大。ダムで治水をするという考えは現在では無用である。

番号	住所	主な意見
84	郡上市	河道改修の計画と進捗状況が解らない。明確にして欲しい。
85	大垣市	<p>内ヶ谷ダム completion 予定年度がH39年度であることにきょう初めて気づいた。ダムは完成するまで効果を発現しない。十数年もほったらかしにされるといふこと？現に水があふれる場所(遊水機能を有する場所)を放置したままでは、安全は図られないのでは？十数年先を考えるなら森林の整備の方が確実ではないのか。質問に対する応答で感じたこと(与太話)「国が……」国がアホだから……”要領細目”がくだらないから…… 長良川直轄区間13～14kmの浚渫したはずの河床は元に戻ってしまっている。それでもH16年洪水で8000m<sup>3</sup>/s流れた直轄区間には河道の余裕があるのでは？(200m<sup>3</sup>/sを吸収できるのでは？) 河川に必要な水の確保の0.9m<sup>3</sup>/s、2.1m<sup>3</sup>/s、不特定容量60万m<sup>3</sup>の根拠がわからない。</p> <p>【洪水対策の対策案1について】・ダムサイトで60m<sup>3</sup>/s(1/10)カットが美濃地点で100m<sup>3</sup>/s(1/20?)になる理屈がわからない。・ダムの操作規則？いわゆる穴あきダムでゲート操作はないのでは？・堆砂については、どう考えるのか？・ダム湖で地域振興が出来た例はある？(数年間にぎわった例は聞いたことがあるが)・長良川は河口堰で汽水域を失っている。さらに溪流部を失ったら長良川は、あらゆる意味で清流ではなくなる。</p> <p>【洪水対策の地域社会への影響に対して対策案2～5は】道路ができれば「発展」して農地が転用されるという考え方はすでにおおわってしまった「経済成長」的な考えではないか。農地は公金を投じてでも保持しなければならない！</p>
86	郡上市	・内ヶ谷ダムによる下流へのメリットがいまいち不透明ではないか！・事業費にあつた効果は、得られるだろうか！
87	岐阜市	<p>自然災害をおさえこめると考える事は無理だということが今回の震災で日本中の人々が学んだ事です。防潮堤を高くするよりも高台に移転する事に考え方をシフトさせてきています。EUでは堤防の弱体化が進められているとも聞いています。洪水被害を少なくする為に今回の震災から得た教訓を生かすべきだと考えます。この震災後の日本の防災に対する考え方は大きく変わったと思います。アメリカやヨーロッパでは新たなダムを造ることからダム撤去へと進んでいます。それはダムには寿命があるからです。せつかくダムのない長良川です。日本の貴重な川を守ることがどれだけ岐阜県にとって大切な事かということを考えて頂きたいと思います。全国で唯一ダムのない川という長良川を岐阜県の宝にしていきませんか。</p> <p>【洪水対策の対策案1について】・東日本大震災でもわかるように防潮堤など大きな構造物は防災意識を弱めかえって大きな被害をもたらすということを考えるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれは老朽化し土砂も満杯になり使用できなくなるのでこのコストは無駄になる。</li> <li>・ダム本体も老朽化し土砂も満杯になるのでダムの寿命を考えるべきです。</li> <li>・川本来の姿を変えることで川への愛着がなくなり地域と川とのつながりが薄くなる。</li> <li>・県の誇りでもある”鮎”を守り育てることから考えると大きな影響を与え県にとってマイナスであろう。長良川の”天然の鮎”の価値が下がる。</li> </ul>
88	郡上市	古来から自然の河川は遊水地を蛇行しながら河川が成り立っていたから、現在は河道護岸をしっかりとする前に兩岸の災害が発生するためである。護岸をしない・することによって河道を広げることが出来ない場合、まず浚渫をしっかりとすることが重要なので、ダムのみで水量、災害を止めることは困難と思う。古来遊水地を土地利用の為に守りすぎた結果である。もっと浚渫をしっかりとすればダムが止めになった場合はしっかりと浚渫するべきである。200tの水量とダムの必要性？まず河川の改修をしっかりとって欲しい。
89	郡上市	<p>ダムも大事なことはわかりましたが河道改修を早く進めて欲しい。</p> <p>【対策案1について】問題はないと思う。</p>

番号	住所	主な意見
90	郡上市	案1に賛成ですが、堆砂を引き抜く構造または排出出来る構造を検討して欲しい。水力発電を併用できないか？案1～5について、施工から完成までに何年かかるかも比較する資料もあると良い。
91	郡上市	ダム＋河道改修に導く評価資料では。 【水田貯留について】持続性が不安。現実性がない。
92	郡上市	中流域の護岸工事を進めて欲しい。猪が岸を荒らして崩れてきている。(美並地域)
93	美濃市	昭和54年に測量・調査が開始されわずか4年後に着工されている。その後の進捗があまりにも遅いのは？
94	郡上市	現計画を基準とみると、良くも悪くも現計画の評価がなされない。ダム建設へ誘導されているようで、ただ話をしたという感が否めない。ダム反対ではないが、説明があまりにも片寄っていると感じた。
95	美濃市	洪水対策は急務。ダム＋河道改修により早期に実現すべき。ダム＋河道改修→実現性が高い。地形上遊水地・水田貯留困難・河道の拡幅困難・他の案→地域への影響が多すぎ。県の評価を良しとする。
96	岐阜市	ダム案において、治水対策に加えて、水力発電の見直しの観点から小水力発電機能を持たせ地域電力供給への役割を持たせてはどうか。環境への影響評価をより具体的に比較評価が必要ではないか。 ・遊水地設置箇所の用買費はコストに含まれているか？ ・洪水時の水田補償は？  河道外貯留施設の設置は用買も含め相当のコストアップとなるか。
97	郡上市	ダム建設が開始されている現在、ダムありきが中心の説明会の感があるように思われる。国の方向転換で何かと問題を生じていますが、これまでに使った費用を無駄にすることなく、極力節減して将来に良い判断をされた事業として欲しい。亀尾島川だけのダムで長良川の洪水被害が無くなるとは思えないため、さらなる検証されることを望む。こうした事業は国・県のためにやるのではないから地域住民の目線で検討願う。
98	郡上市	数十年前に漁業補償も終わり、いつ完成を見るのかと思っておりましたが、今に至って再検討とのこと。現実に水害も生じており、早期に推進すべきだと思います。コスト的にもタイム的にもダム建設を進めるしかないでしょう。長良GWあの洪水対策は下流の河口堰プラス上流の阿多岐ダム、内ヶ谷ダムがセットであると過去の説明会で受けたような気がします。下流の大洪水対策のために、より万全を期するために、当該ダムを含めた各種の対策を推進していただけるよう希望します。景観云々の問題提起があるようですが、ダムを活かしたダム湖と残った山の混合林課による新たな美しい環境に期待します。
99	郡上市	水田の利用や河道外貯留の方法は、現実的に無理と思う。しかし、色々な検証は必要と感じました。対策②～⑤は非現実すぎる。 【遊水地や水田貯留について】平成39年までに実現できることは無い。
100	岐阜市	本日会場から出た「水没予定地が豊かな広葉樹林となっている。大事にしなければならぬ」という意見は注目できる。今日「水源林を作ろう。森林を自治体が買おう」という時代に内ヶ谷ダム建設はまったく逆行するものである。多くの評価が、一方的な見方、考え方に終わっている。科学的裏づけがまったく無い。
101	郡上市	ダムが良いが、前提で進められているようだった。長良川には、多数の支流があります。何故亀尾島川なのかの説明が必要。

番号	住所	主な意見
102	郡上市	・説明がほとんど分からない。初めて聞いたのですが、私は意見がわからない。・美並町の住民であるが、下田橋で30cm水位低減効果があるとお聞きしましたが、平成16年10月台風23号で深戸地区、大矢地区、木尾地区で浸水被害がありました。2mあまり浸水した住宅があり、十分検討されたい。
103	郡上市	ダム以外にも様々な治水代替案があることがわかったが、コスト面でも現実的な安全面でもダムの方が優れているように感じた。ダムに関わる用地の買収はすでに完了しており、他の代替案を採用する場合、新たに用地を求めなければならず、コストも時間も膨大にかかると思う。洪水は時をまたず襲ってくるものであり、早急な対策が必要であると思う。
104	郡上市	内ヶ谷ダム建設ありきの説明会と感じました。自然に対し、人工建設物の弊害は長良川河口堰で問題提起されています。説明会でも有りました様に広葉樹林の保全とかダム以外(河道改修を含む)の各地に比較的小規模の貯水池や遊水地を検討し、自然破壊をしないしてほしい。将来のコンクリート構造物の劣化によるダム破壊の恐れの方が大きいのでは。
105	郡上市	亀尾島川の様な水量の少ない川にダムを作っても、大きな効果はないと思われま。国も県も財政難の折に多額の投資をする必要はないと思える。計画を白紙撤回し、この予算を東日本大震災の復興資金に回した方が良いと思う。
106	郡上市	亀尾島川上流内ヶ谷ダム流域の降雨量は雪以外の雨は少なく、洪水対策の効果は少なく、もっと下流ならば洪水対策効果は大きいと感じる。現在、亀尾島川に治水堰堤があるのですが、この堰堤は昭和35年に完成したのですが、何度も修理して、まだ完全なものではないのです。こんなことで、内ヶ谷ダムが想定内に治まることできるかが疑問に思います。雲の上のダムではないか？
107	岐阜市	①不特定補給も洪水調節と同じく、「治水」に入ります。治水単独のダムですので、不特定容量と洪水調整はあり得たとしても、2次アロケーションです。H15アロケーション資料によると、洪水調整では、妥当投資額285億円<身替わり建設費338億円で成り立ちません。不特定容量を身替わり建設費として234億円もの計算とすることで、洪水調節を無理に成り立たせてしまっています。②不特定補給の必要性の説明に無理があります。1/10渇水時に2m <sup>3</sup> /s流れているときに0.2m <sup>3</sup> /s程度の補給は意味がないですし、農業用水も0.1m <sup>3</sup> /s強です。③洪水調節による被害軽減額13億円/年から妥当投資額285億円が算出されていますが、H11の水害89億円、H16の水害で147億円に比べて過大です。内ヶ谷ダムは亀尾島川合流点の下流の一部にしかならぬ効果は無いわけですから、水害の流域の被害額の一部に限られるはずで。④H15事業評価監視委員会の資料によって質問しましたので、今回の国からの見直しの指示とは違うもので、国の方針に沿って応えているというご回答は違うと思います。同委員会での検討も不十分だったのではないのでしょうか。  【洪水対策の対策案1について】・H16.23号(1/100)のシミュレーションはありますか？台風が10連続直撃でしたが、あの程度、治水の水位かよっていた場合、洪水を貯留できるのでしょうか。・便益に比べて高すぎる。不特定補給を無理に入れているのでは。・県、国の財政状況では予算をつける見込みが無いのではないか。・堆砂が1/4近くになり、100年以上の持続性はない  【河道外貯留施設について】不特定補給は、ダムをつくるときの補償的な意味合いのもので、通常は考えない手段だと思います。【ダムのコストについて】便益に比べて高すぎる。不特定補給を無理に入れているのでは。 【ダムの環境への影響について】河川環境、農水とも効果がありません
108	郡上市	遊水地による水道水の利用
109	郡上市	・本日の説明はダム建設ありきでの話が進んでいると思われた。遊水地等の設定は非現実的と思う。

番号	住所	主な意見
110	郡上市	治水事業についてはわかりましたが、電源開発と併用してダム対策ができないか。(内ヶ谷ダム、長良川についても)
111	郡上市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内ヶ谷ダム1つで長良川(下田橋)で30cmの水位低下が本当にありますか。</li> <li>・H16年災害にいましたが、上流からの水により下流の橋がダムとなり、下方から水が来ました。長良川鉄道も含めて橋の支柱の見直しも必要と思います。水の流れが大幅に変わります。</li> <li>・河川改修時、改修地域の下流への説明が不足である。場当たり改修の様に見える(声の大きい、また、大部落が対象の様に見える)。</li> <li>・山そのものが昔と比較して水を溜める機能が下がっているのでは。杉、ヒノキが多く。山の改善も必要と思う。</li> <li>・明日大雨が降った場合の対策は。</li> </ul>





【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見</b>	
ご意見	<p>別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 何のための「再検証」なのか</li> <li>II 「要領細目」との関係ー1             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 「要領細目」の法的位置づけ</li> <li>2. 「要領細目」に至る過程と記述の遊離</li> </ul> </li> <li>III 「要領細目」との関係ー2</li> <li>IV 現在の内ヶ谷ダム再検証作業の欠陥             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 未だ明らかにならない「内ヶ谷ダムの洪水対策効果」</li> <li>2. ダム案の治水効果発現は平成39年までお預け</li> <li>3. 現行河川整備計画との関係</li> <li>4. 費用対効果を検討していない</li> <li>5. 自然環境の検討資料すらない</li> </ul> </li> <li>V 各対策案について             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 遊水地（国施工）「+約206億円」は納得できない</li> <li>2. 遊水地は用地取得が前提か</li> <li>3. 水田貯留案の高コスト</li> <li>4. 効果発現を段階的に見込むこと</li> <li>5. 地域開発と土地利用</li> <li>6. 「流水の正常な機能の維持」（不特定）対策案は笑止</li> <li>7. 洪水対策ダム案は安く見せかけられている</li> </ul> </li> <li>VI 治水のあり方の根本的転換を長良川で実現しよう             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 拙速な結論・報告を避けるべき</li> <li>2. 「311以後」の社会情勢</li> <li>3. 長良川の治水を考える視点</li> <li>4. 流域住民の叡智を結集する</li> </ul> </li> </ul> <p>別添資料 ハイエット・ハイドログラフ</p>

～ 目次 ～

- I 何のための「再検証」なのか
- II 「要領細目」との関係－1
  - 1. 「要領細目」の法的位置づけ
  - 2. 「要領細目」に至る過程と記述の遊離
- III 「要領細目」との関係－2
- IV 現在の内ヶ谷ダム再検証作業の欠陥
  - 1. 未だ明らかにならない「内ヶ谷ダムの洪水対策効果」
    - (1) 意味不明な「内ヶ谷ダムの水位低減効果」
    - (2) 内ヶ谷ダムの効果はわずか
    - (3) 「直轄・指定区間境界で内ヶ谷効果分200m<sup>3</sup>/s」は本当か？
    - (4) データが十分に検討されていない
  - 2. ダム案の治水効果発現は平成39年までお預け
  - 3. 現行河川整備計画との関係
  - 4. 費用対効果を検討していない
  - 5. 自然環境の検討資料すらない
- V 各対策案について
  - 1. 遊水地(国施工)「+約206億円」は納得できない
  - 2. 遊水地は用地取得が前提か
  - 3. 水田貯留案の高コスト
  - 4. 効果発現を段階的に見込むこと
  - 5. 地域開発と土地利用
  - 6. 「流水の正常な機能の維持」(不特定)対策案は笑止
    - (1) 不特定容量の根拠が明らかでない
    - (2) 河道外貯留施設をダム位置に作る？
    - (3) 堆砂容量が有効貯水量の4倍！
    - (4) 不特定補給単独目的ダムはありうるか？
  - 7. 洪水対策ダム案は安く見せかけられている
- VI 治水のあり方の根本的転換を長良川で実現しよう
  - 1. 拙速な結論・報告を避けるべき
    - (1) 検証作業は出来ていない
    - (2) 長良川河川整備計画は根本的に見直されるべき
    - (3) 「当面実施せず」と報告を
  - 2. 「311以後」の社会情勢
  - 3. 長良川の治水を考える視点
    - (1) 「長良川は岐阜県の宝」
    - (2) 水田と森林の保全
    - (3) 堤防の整備・補強を急げ
    - (4) 多様な方策の組み合わせ
  - 4. 流域住民の叡智を結集する

- ☆ 2010.9.28「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を「要領細目」と略す。
- ☆ 「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係るご意見募集に伴う説明会」を「説明会」と略す。
- ☆ この「意見」では岐阜県・岐阜県知事・担当部局(「検討の場」事務局＝岐阜県県土整備部河川課)を特に厳密に区別せずに述べる。

## I 何のための「再検証」なのか

岐阜県知事は、昨年9月28日付けの国交大臣「要請」を受けて、3つの対象事業のうち内ヶ谷ダムの再検証を最優先としたという。

昨年9月28日付けの国交大臣（国交省）発表と各府県知事宛の要請自体、どういう目的で「(再) 検討」を行うのが、不明確である。2008年末に「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換をうたって「今後の治水対策のあり方有識者会議」を設置したが、この昨年9月28日付けの文書には、その方向性は明文になっていない。他方、やたらに細かい（ゆえに机上の空論的な）「要領細目」を示すことで、検討主体の作業を煩雑なものにしている。

岐阜県知事はどういう意味で国交大臣の「要請」を受け取って「主体」となったのか… 担当部局は混乱しているようである。岐阜県の関係部局内部で「どういう目的でこの検証作業をするのか」の議論が深められていないと思える。「国がそういうから」「国にやらされている」といった発言が何回も飛び出す。しかし岐阜県は国（国交省）の出先機関ではないはずだ。「何のために、どういう目的で、この検証作業を行うのか」を、岐阜県知事として主体的に県民と関係自治体に明らかにするのが、この再検証の前提ではないのか？

今般の「意見募集」は、【内ヶ谷ダム建設事業の検証にあたって、岐阜県が立案した「洪水対策案」5案と「河川に必要な水の確保（流水の正常な機能の維持）の対策案」2案について、【県民の皆様より幅広くご意見を募集します】としている。しかし 比較のために並べられた「ダムなし案」は、結局は「ダムによる洪水調節量をどう代替するか／単一代替案比較」の議論を超えず、”○×評価”は「現行案（ダム案）優位」となっている。結局は「現行のダム案が最良、という結論ありき」となっているのだ。

今回の意見募集で提示されている「洪水対策（ダムなし）複数案」4案は、単に『「要領細目』に2～5案を抽出せよと書いてあるから出してみただけ」なのか？担当部署（河川課）の説明は「国交大臣（国交省）にそう言われました」のオンパレードで、かつ政策転換の実効性が見えてこない。各案の根拠資料を求めても、遅れがちに細切れに整合性のないものが出されてくるだけである。科学的検証らしさも見えず、長良川中流域の川・住民、自然・文化に実際に真に向き合った様子も見えて来ない。

事業者であると同時に河川管理者である岐阜県知事は、「国交大臣（国交省）からこう言われたからやっています」ではなく、これを機会にまさに「主体」的に長良川の治水のあり方の「再検証」を行うべきだ。

今般の「検証」に関連して、市民側が繰り返した情報公開請求で出てきた資料を見ても、長良川圏域河川整備計画（2006年9月策定）の内容的（科学性が担保されているか？）・手続き的（説明責任を果たした上で、関係住民の意見聴取をしたか？）問題性は明らかである。現行の長良川圏域河川整備計画を本格的見直しの作業が必要である。長良川中流域の洪水対策案を、真に流域住民とともに練り直していくものとして、一連の「再検証」作業を位置づけ直して欲しい。

## II 「要領細目」との関係ー1

岐阜県河川課は、何かというと『「要領細目』にそう書いてある」と言う。「要領細目」の一言一句を金科玉条に掲げているようである。では、かくも検討主体の手足を縛る「要領細目」とは一体何なのか？

## 1. 「要領細目」の法的位置づけ

聴き取ったところは以下。

-----  
【法律】行政機関が行う政策の評価に関する法律（H13. 6. 29日法律第86号）

↓

【政令】同法施行令（H13. 9. 27政令第323号）

【基本計画】国土交通省政策評価基本計画（H14. 3. 22策定、最終変更H22. 7. 23）

↓

【実施要領】国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について（H15. 3. 31付、国官総第702号、国官技第351号、河川局長あて国土交通事務次官通知）

↓

【要領細目】ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（H22. 9. 28施行）

◇第1（目的）の記載『本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、平成22年9月から臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めることを目的とする。』のとおり、上記実施要領を根拠としている

-----  
「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を根拠として、これまでも”有識者”の意見などを聴いて事業評価がなされてきた（ことになっている）。従来の事業評価の何が問題で、何を目的にして今般の「臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施する」ことになったのかは不明である。

ここに「要領細目」の根本的問題性が存在する。

## 2. 「要領細目」に至る過程と記述の遊離

この「要領細目」の土台になっているのは、2009年12月に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の2010.9.27「中間とりまとめ」のはずだ。

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を掲げて設置された。

### ----- 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」規約

第2条（目的） 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

-----  
この有識者会議は、人選にも会議のもたれ方（一貫して密室会議）にも大いに問題があるが、それにしても「中間とりまとめ」では以下のような記述がある。

-----  
我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。（p 1）

今後、この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検

されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求めるものである。(p 2)

-----  
この「はじめに」部分に続いて「第1章 今後の治水対策の方向性」が記述されている。

ところが「要領細目」にはこうした部分は一切反映されていない。ひたすら細かい手続き的な事柄と並んでかなり唐突に「(1)～(26)の洪水対策案」が記述されている。

この「要領細目」の記述をそのまま追うと、「従来の手法で評価する＝現行河川整備計画通りが最適」に誘導されていってしまう。(「要領細目」の記述及び誘導が、意図的なものか、官僚文章の欠陥なのか、は不明だが)

### Ⅲ 「要領細目」との関係－2

今回の「複数案抽出」において、岐阜県は「要領細目」のP 1 2などに出てくる「効果を定量的に見込むことが可能か」という記述を「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成する(「要領細目」P 4)」という記述と併せて「効果を定量的に見込むことが可能なものを抽出せよ」と読んだらしい。

しかし「要領細目」は必ずしもそうは述べていない。

----- 「要領細目」 p 4-----

河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

従来のダムの代替案検討においては、河道掘削、引堤、遊水地が代替案としてよく用いられてきている。今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。そこで、治水対策案は、以下の 1)～ 26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する。なお、以下では、考えられる様々な治水対策の方策を記載しており、ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策が含まれている。各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。

----- 「要領細目」 p 1 2-----

これらの各方策の効果を定量的に見込むことが可能か、各方策が従来の代替案検討に使われてきたかについて示す。なお、従来は、定量的に効果を確実に見込むことができると考えられる方策が代替案検討で使われることが多かった。

-----  
単一的なダム代替方策ではなく様々な方策の組み合わせで考えろ、「従来のダムの代替案検討」の方策にとらわれることなく検討せよ、全国均一・中央集権的な考え方でなく、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案せよ、定量的に効果を確実に見込むことができない方策を採用することも真剣に考えよ、と促しているようにも読める。

また、この「要領細目」の土台となっている「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(「できるだけダムに頼らない治水への政策転換」を掲げて設置された)の 2010.9.27「中間とりまとめ」では、以下のような記述が繰り返されている。

----- 「中間とりまとめ」 p 4-----

## 1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化

わが国の財政は逼迫している状況にあり、ここ十数年にわたり公共事業予算は低減の傾向にある。治水事業への投資も例外ではない。こうした情勢下で国土の保全と利用を図っていくには、従来行ってきた治水政策を構造的に幅広く再検討し、今後の国土の持続的発展に適合する治水のあり方が問われなければならない。その意味から、河川とその流域の特性や重要度、治水事業の緊急性に応じて選択的な投資配分が一層有効に実施できるような事業制度のあり方等について検討することが重要である。

(中略)

右肩上がりの経済成長の時代に形づくられた都市や地域の開発指向の考え方を、安定した持続的発展の時代に相応しい形に変革する意識が芽生え、各地で様々な取組みがなされつつあるが、それらを形骸化させないような工夫を凝らしながら、災害に強く、環境に配慮した、流域全体の調和ある発展に努めることが健全な国土形成の要諦である。

----- 「中間とりまとめ」 p 5-----

## 1. 2 治水目標と河川整備の進め方

河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、その長期的な目標が達成されるまでの具体的な事業に関しては、河川整備基本方針と整合性のとれた中期的な整備目標を持つ河川整備計画が定められ、その目標に対する治水安全度の確保と災害軽減を図るための事業が実施される。もちろん、事業の進捗に伴う段階的効果の発現を評価し、必要に応じて見直しを行うものとされている。また、事業の遂行が財政上の理由等で大幅に遅れるおそれもあることから、財政事情を勘案して実現可能な事業内容を適切に検討し、その見直しも含めて事業の効果を評価することが重要である。その際には、治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示し、理解を深めるよう努めることが重要である。

----- 「中間とりまとめ」 P 6-----

## 1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方

河川整備計画の整備水準（以下「計画上の整備水準」という。）が達成されたとしても、計画上の整備水準を上回る規模の洪水の発生は避けられず、時として堤防決壊に伴う氾濫によって生命、財産に被害をもたらすおそれがある。さらに、地球温暖化に伴い大雨の発生頻度が増加することが予測され、近年の局地的な大雨の発生など、洪水・土砂災害を増大させる現象が注目されている。これらの自然現象については、その予測の高度化が急がれているものの、なお不確定要素が内在し、防災対策に十分に結び付けるまでには至っていない。

----- 「中間とりまとめ」 P 8-----

山間部にダムを建設し、洪水のピーク流量を低減させる方法は極めて有効な対策であるが、一方では先に述べた背景のもとに、できるだけダムにたよらない方策の検討を要請されている状況にある。今後の治水対策の一つのイメージは、流域全体で治水対策を分担し、河川への流出を極力遅らせることによって、洪水のピーク流量を軽減し、治水安全度の確保を図ることが重要である。その際、それぞれの地域で可能な限り自己完結的に洪水を処理し、河川への負担を軽減させることに重点を置くことが重要である。

----- 「中間とりまとめ」 P 9-----

上記の「流域と一体となった治水対策」に関する議論や提言、さらに部分的な試みは、過去40年にわたって行われてきており、河川関係者の間では十分認識されているところであるが、法的規制のあり方、関係自治体や地元住民の意向、治水対策の現状と技術的課題、行政内の連携等の多くの課題をかかえている。今後の治水対策の重点として、流域と一体となった治水対策に関し様々な具体的方策を示すとともに、実効を上げるに当たっての障害を克服

する方策を徹底して追求することが求められる。

----- 「中間とりまとめ」 P 2 0 -----

## 第5章 複数の治水対策案の立案

(中略)

河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

従来のダムの代替案検討においては、河道掘削、引堤、遊水地が代替案としてよく用いられてきている。今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することが重要である。そこで、治水対策案は、本章で示す(1)～(26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する。なお、本章では、考えられる様々な治水対策の方策を記載しており、ダムの機能を代替しない方策や効果を量的に見込むことが困難な方策が含まれている。各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することが重要である。

-----

「現行の河川整備計画ではダムで〇〇 m<sup>3</sup>/s の洪水調節をすることでしているから、それと同等の数値を出せる(効果が量的に見込める)方策をいくつか抽出せよ」という文脈ではない。

「幅広い治水対策案の検討」「ダムの機能を代替しない方策や効果を量的に見込むことが困難な方策も含めて検討する。」「各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することが重要である。」

I で述べた通り、岐阜県(知事)が国交大臣の要請を拒否せずに、検討主体となった以上、「何のために再検証するのか」を自ら問い直し、県民に対して明らかにする作業が、まずは求められているはずだ。その問い直しがないままに、「国にやらされている」「国に言われたから国の言う通りやっている」では、従来の計画立案と事業評価の手法の踏襲に終始し、結局は「現行案が最良である」という結論に誘導されるしかなくなる。それでは茶番だ。

## IV 現在の内ヶ谷ダム再検証作業の欠陥

### 1. 未だ明らかにならない「内ヶ谷ダムの洪水対策効果」

#### (1) 意味不明な「内ヶ谷ダムの水位低減効果」

「第1回 検討の場」資料P10にあった「内ヶ谷ダムの水位低下効果」。これについて、筆者は、第1回のパブコメで筆者は【「ダムによる洪水調節」として水位低減効果が示されている。この元資料は、どうやら「平成15年度 内ヶ谷治水ダム建設事業 河川整備計画作成業務 報告書」(株式会社 アイ・エヌ・エー)にある数字らしい。この資料に載った数字を見ると、県管理区間と直轄区間の境(長良川河口から56.2km)では、内ヶ谷ダムの「効果はゼロ」であることが計算の前提であることが分かる】【計画河道となれば、内ヶ谷ダムはあってもなくてもHWL以下になる】と書いた。

この間の河川課への質問に対する回答では、この筆者の認識は誤解であるらしい。

回答に曰く【「直轄区間との境で水位低減効果はゼロとして」計算されたものでなく、計算の前提条件から0(ゼロ)となったものです】。

『効果はゼロ』であることが計算の前提」と「ゼロとして計算された」と「計算の前提条件

から0(ゼロ)となった」との間はどういう本質的相違が存在するのか、筆者には分からない(説明を求めているが返事がない)。

「計画断面」と記載されているのは、実は計画断面(計画河道)ではない、「検討断面」とでもいうべきものだそうである。HWL以下になる断面を求めた計算なのだそう(普通の手法ではない)。

何とか理解できたことは、【「第1回 検討の場」資料P10にある「内ヶ谷ダムの水位低下効果」は、普通の意味での水位低下効果を表したものではない】ということである。

なのに、第2回の意見募集のために資料でも、この数字が「内ヶ谷ダムの1/100計画河道における水位低下効果だ」としか受けとれないように掲載されている。「説明会」でも、「水防活動において15cmの差は大きい」といった説明者からの発言が繰り返された。他に内ヶ谷ダムの洪水調節効果として分かりやすい資料がないことと併せ、あたかもこの数字が水位低下効果であるかのようなミスリードとなっている。

## (2) 内ヶ谷ダムの効果はわずか

内ヶ谷ダムの集水面積は、効果を期待されている地点の流域面積に対して極めて小さい。

- ★ 亀尾島川合流点(105.1km) 合流後 645.9km<sup>2</sup> (6.17%)
- ★ 板取川合流点(77.2km) 合流後 1,074.0km<sup>2</sup> (3.72%)
- ★ 直轄区間と指定区間の境(56.2km)

長良川管理区間全体 1,588.7km<sup>2</sup> (2.51%)

常識的に考えて、内ヶ谷ダムの洪水調節効果に多くを期待することはできない。

知人が情報公開請求で入手した「平成21年度 第1号 公共 内ヶ谷治水ダム建設事業 水文調査 木曾川水系 亀尾島川 郡上市 大和町 内ヶ谷 他 地内 調査報告書 (流量観測) 平成22年3月 長良川上流河川開発工事事務所 (株) 帝国建設コンサルタント」記載の数字を見てもそう感じる。

河川課からの「回答」として筆者が入手したハイエト・ハイドログラフ①～⑤を別添資料として添付する。緑色で塗った部分が内ヶ谷ダムでの「洪水調節効果」である。1/100のバークナルな洪水では効果があるように見えるが、この検討作業で用いている「整備目標」(上流から板取川合流点までは1/10、板取川合流点～直轄区間との境界までは1/20、直轄区間ではH16年台風23号豪雨の実績)では「たったこれだけ」である。「その程度のことのためにかくも多額のお金を投入し、長良川の貴重な溪流部(源流部)を壊すのか?」と非常に疑問に思う。

## (3) 「直轄・指定区間境界で内ヶ谷効果分200 m<sup>3</sup>/S」は本当か?

後述する(→3)が「直轄区間の河川整備計画(平成16年10月洪水対応)に影響させないよう、内ヶ谷ダムの直轄への効果見合い200 m<sup>3</sup>/Sのため、”代替案”には約206億円を加える」となっている。参考資料p23によると平成16年10月洪水では、亀尾島川合流点で220 m<sup>3</sup>/S、美濃地点で200 m<sup>3</sup>/S、芥見地点で190 m<sup>3</sup>/Sの効果が見込めるとされている。しかし上記ハイエト・ハイドログラフ④を見ると、亀尾島川合流点での「220 m<sup>3</sup>/Sの効果」は瞬間最大、針の先のようなものである(継続時間が短い)。その「効果」が約50km下流でもほとんど減衰せず、直轄境付近で190 m<sup>3</sup>/S(丸めて200 m<sup>3</sup>/S)の効果がある、となっているのは、常識的に考えて納得できない。

## (4) データが十分に検討されていない

(2)で述べた「水文調査 調査報告書」記載の数字とハイエト・ハイドログラフでは、平成16年10月20日の亀尾島川合流後の流量に3000 m<sup>3</sup>/Sもの差が生じているが、この大きな差は十分には説明されていない(『水文調査 調査報告書』ではH-Q曲線の適用範囲外のものを使ってしまったから)ということのようだ。それにしても3000 m<sup>3</sup>/Sもの差は



スゴイ)。(1)のことも併せ、今もって整合性のない資料が飛び交っている。「何のためのどう  
いうデータ・数値なのか」を河川課自身が把握できていないと感じる。

数字合わせの治水から脱却すべきだ、と筆者は考えるが、従来手法で河川に関する計画を作  
ってきた当事者(河川課/河川管理者)が、この有様のまま「河川の整備目標」数字合わせの  
複数案を立案する・・・到底理解しがたい。

## 2. ダム案の治水効果発現は平成39年までお預け

4月21日の「説明会」冒頭挨拶で県土整備部長は「長良川中流域の治水(洪水対策)は「待  
ったなし」だと述べた。筆者もそう思う。

ところが、その「説明会」資料(補足説明資料(治水対策の評価)<5>)に、小さな文字  
で「内ヶ谷ダム完成時点(平成39年予定)」とあるのを発見して、筆者は仰天した。

ダムの完成年が遅くなることはよくあることだが、前倒しになることはまずない。しかも、  
内ヶ谷ダムは用地買収は済んでいる、工事用道路も完成している、というのである。昨年10  
月に「内ヶ谷ダムは工事用道路は完成してあとは本体(堤体)を残すだけだ。だから最優先に  
検証するのだ」と河川課は言っていた。遅くともここ2~3年に本体(堤体)着工をしたから  
急いでいる、と筆者は受けとった。ところが、実は内ヶ谷ダムを位置づける現行案は「あと1  
6年か17年かは効果が期待できない案/5年、10年後の効果はない案」なのである。(→  
V 4)

このダム(+河道改修)案と「待ったなし」という認識とがどう整合するのか、是非納得の  
できる説明をして欲しい。

「個別事業は5年ごとに事業評価で見直す」ということからすれば、内ヶ谷ダムの見直しは、  
今回、2016年、2021年、2026年と4回もあることになる。データを意図的に歪曲  
・ねつ造するのでなければ、B/Cは見直すごとに低下し、1.0を切ることになるはずだ。  
自然環境についてのまともな調査と議論があれば、「喪うものが大きすぎるのに得るものは少な  
い」ことが明らかになっていくに違いない。

完成以前、多分、本体(堤体)着工前に、いずれは「出来ない、作ってはいけない」もの  
になるに蓋然性の高いこの内ヶ谷ダム案(現計画案)を最も優位な案としている(ようにしか見  
えない)今般の”複数案”提示とは一体何なのだろう? (→ IV 4)

## 3. 現行河川整備計画との関係

岐阜県は「要領細目」p4にある「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案す  
る場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダ  
ムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする」を「同程度の  
定量的効果が見込める案」と読んでいる(読まされている?)ようである。

その結果「直轄区間の河川整備計画(木曾川水系河川整備計画/2008年策定)に影響さ  
せないよう、内ヶ谷ダムの直轄への効果見合い200 m<sup>3</sup>/Sのため、”代替案”には約206億  
円を加える」という話になってしまっている。

木曾川水系河川整備計画策定過程に、一市民としては可能な限り関わりをもった者として大  
いに異議がある。

----- 木曾川水系河川整備計画 -----

2-6 表-2.3.1 河川整備計画において目標とする流量と河道整備流量

河川名= 長良川、地点名= 忠節、 目標流量= 8,100m<sup>3</sup>/s 洪水調節施設による洪水調節量  
= 400m<sup>3</sup>/s、河道の整備で対応する流量= 7,700m<sup>3</sup>/s (平成16年10月洪水対応)

3-7 ② 遊水地等の整備

長良川において、戦後最大規模の洪水〔平成 16 年(2004)10 月洪水〕を安全に流下させるため、板取川合流点から下流の区間において遊水機能を活かした洪水調節として基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して約 200m<sup>3</sup>/s の流量低減を見込む遊水地等を整備する。なお、整備にあたっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう開発プロジェクトと協調を図るなど岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討する。遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していく。

-----  
これが「原案」「案」であったときも、その後も、筆者は『洪水調節施設による洪水調節量 = 400m<sup>3</sup>/s』と『約 200m<sup>3</sup>/s の流量低減を見込む遊水地等を整備』の差の約 200m<sup>3</sup>/s については、どういう洪水調節施設を念頭においているのか」と聞き続けてきた。つい最近(今年 3 月)まで、国(木曾川上流河川事務所)からは「今後検討し決定していく」としか答えて貰っていない。それが急に「この差の約 200m<sup>3</sup>/s は内ヶ谷ダム見合分だ」というのである。

直轄区間の河川整備計画(木曾川水系河川整備計画)策定するときには「洪水調節施設・内ヶ谷ダム(事業者=岐阜県)」などとは説明されていない(説明されていないから意見も言えていない)。この内ヶ谷ダムの 2 回目の意見募集が始まり、概略費用の根拠を HP に載せるときになって「約 200m<sup>3</sup>/s は内ヶ谷ダム見合分だ。この分を遊水地という洪水調節施設で代替するには約 206 億円かかる」という(=だからダムより高コストだ、と言いたいらしい)。一番肝心なときに説明されていないことが「既定の(不動の)事柄」として登場する。こうしたやり方は、一般的な「説明責任」という意味でも、河川法 16 条の 2 第 4 項の運用という意味からも許し難い。(→ V 1)

また、長良川圏域河川整備計画(指定区間、2006 年)策定過程でも、「内ヶ谷ダム」は関係住民に知らされていない。情報公開請求による資料からは、河川法 16 条の 2 第 3 項も第 4 項もすり抜けて策定してしまった、としか読み取れない。特に第 4 項関連では数カ所で河川管理者が指名した住民から意見聴取をただけらしい。このような不透明で閉鎖的な過程で策定された河川整備計画を前提にして、それに数字合わせをすることを至上命題にしているような”複数案”立案は納得できない。

#### 4. 費用対効果を検討していない

費用対効果分析は、「要領細目」p 3 で、重要な検討事項として挙げられている((1)事業の必要性等に関する視点 ② 事業の投資効果 1) 費用対効果分析)。およそ事業を検証・評価あするなら当然である。が、岐阜県はこの検討をやっていない(資料も整理していない)。

参考資料の「分離費用身替り妥当支出法」での算出過程の数字を見ると、治水(洪水対策)身替りダムの妥当投資額は約 285 億円。内ヶ谷ダム事業費は約 344 億円。費用対効果を論じれば成り立たない事業である。(不特定身替りダムを異常に膨らませることで、どうにか成り立たせている → V 6)。

#### 5. 自然環境の検討資料すらない

第 1 回の意見募集後、筆者は「内ヶ谷ダムに関する(道路を含む)環境調査資料」を情報公開請求した。呆れるような非常識な過度の黒塗りで対応された。「河川課の所為」ではなく、岐阜県んぼ情報公開に係る取り扱い規定がそうなっているからだそうだ。この規定を変更して頂きたいと異議申し立てをしているところである。

それにしても、今般の検討には、一切自然環境の検討資料は提示されていない。

「要領細目 p 18」にも、「7) 環境への影響 ㉑) 生物の多様性の確保及び流域の自然環境全

体にどのような影響があるか」が挙げられているが、無視されているようだ。(→ VI 3(1))

## V 各対策案について

### 1. 遊水地(国施工)「+約206億円」は納得できない (← IV 3)

前述のように、「直轄区間の河川整備計画(木曾川水系河川整備計画/2008年策定)に影響させないよう、内ヶ谷ダムの直轄への効果見合い200 m<sup>3</sup>/Sのため、”代替案”には約206億円を加える」という話になってしまっていることは、河川整備計画策定の手続き上からも承服しがたい。中部地整木曾川上流河川事務所は、4月時点で直轄部分の河川整備計画で書き込まれている「約200m<sup>3</sup>/sの流量低減を見込む遊水地等」のおよその面積もおよその事業費も、「検討中」として明らかにしない。つい最近まで内ヶ谷ダム見合分であるのかどうすら固く口を閉ざしていた「洪水調節施設による洪水調節量=400m<sup>3</sup>/sの残り200m<sup>3</sup>/s」については、この意見募集に合わせて、算出方法とともに面積や事業費を出してくる、というのは不可解である。手続き的不信は数字の不信に繋がる。この「+206億円」は納得できない。

### 2. 遊水地は用地取得が前提か

遊水地の土地をすべて所有権取得(買収)とするのは、土地の有効利用と地域産業の維持の点からも、愚作であり、非現実的である。

淀川水系木津川の上野遊水地はすべて地役権設定であり、土地価格の30%で済ませている。宮城県の蕪栗沼遊水地も土地価格の30%で地役権を設定したと聞いている。

これまでも水田等の耕作地であり、洪水時に遊水地として利用するとしても、普段は、耕作地として使うことに支障はない。時期・期間・量によっては、出水時に遊水地として役立って、なお、収穫に影響がない場合も少なくない。

#### <淀川水系木津川 上野遊水地の例>

☆ 4カ所で、合計250 ha

- ・道路なども含まれるので、個人の所有地としてはもっと少ない
- ・個人の所有地は水田と畑
- ・若干家屋があったが移転して貰った

☆ 遊水地の普段の土地利用

水田、畑・・・農地として纏めて185 ha

道路等・・・道路及び水路が63.5 ha 併せて 248.5 ha

☆ 地役権設定の内容(登記簿に記載する「目的」)

浸水の許容

冠水の許容

遊水地としての機能の妨げとなる工作物の設置その他の行為の禁止

(具体的には建物を建てない、木を植えない、掘削をしない、など)

☆ 要役地は越流堤所在地、地役権者は国土交通省

☆ 土地代金(不動産鑑定士による鑑定と国交省の内規による)の30%を一括支払い

☆ 浸水・冠水時の補償はしない。農業共済の対象地なので、被害は共済金で補償されるから。(国交省が補償金を出せば農業共済から下りる保険金はその分減額されてしまう)

☆ 容量は約900万トン。最大越流深は2.5m。

### 3. 水田貯留案の高コスト

4月7日の関市での「説明会」で、「水田貯留主体案の『水田の畦の嵩上げ』費用は高く見積

もられすぎているのではないか？実際には、何枚もの水田をまとめて囲むことが可能であり、全部の畦を嵩上げする必要などない」という指摘が会場からなされた。この質疑で岐阜県が示した費用とは、単純に全部の畦を嵩上げたとして機械的に算出したものであることがはっきりした。つまり、実際はもっとずっと安いはずだ。

複数案を立案するといっても、河川課は、(河道や洪水調節施設以外のことに関しては)「実情に疎い」ことを露呈した、ということか？ それとも「現行案(ダム案)はのコストが低い、他案はコストが高い」という情報操作の一端が見えた、ということか？

#### 4. 効果発現を段階的に見込むこと (← IV 2)

----- 「説明会」資料 補足説明資料(治水対策の評価) -----

< 5 > (1) ④「段階的にどのような安全度が確保されていくのか(例えば5年、10年後)

対策案1 現計画案 ダム+河道改修

【内ヶ谷ダム完成時点(平成39年予定)で、ダム下流域の安全度は、一様に向上する】

-----

この記述のあり方は明らかに現計画案優位にもっていくための誤魔化しである。【(現計画案)内ヶ谷ダム完成時点(平成39年予定)までは効果発現はなく、5、10年後には、安全度は確保されない】とすべきだ。

「16年(17年)間は効果が発現しない」とことが否定的に明らかである、という意味で、現計画案は他案より「劣る」といえる。

#### 5. 地域開発と土地利用

----- 「説明会」資料 補足説明資料(治水対策の評価) -----

< 16 > (6) ①「事業地及びその周辺への影響はどの程度か

対策案3 ~ 対策案5

【地域開発の可能性のある区域が、自由に利用できなくなる可能性がある】

-----

この記述でも「説明会」での説明でも、「水田をつぶして宅地や工業用地に商業用地に転用することが『地域開発』であり、善き発展だ」という価値観に立っている。この価値観は古い…少なくとも当然の前提として行政が住民に押しつけるようなものではない。生物多様性の保全や景観の保持を無視して未来の地域経済のあり方を論じることはできないはずだ。

#### 6. 「流水の正常な機能の維持」(不特定)対策案は笑止

##### (1) 不特定容量の根拠が明らかでない

内ヶ谷ダムで「流水の正常な機能の維持」(不特定)容量の根拠が明らかにされていない。長良川圏域河川整備計画 p 40 の「流水の正常な機能の維持のために必要な流量(m<sup>3</sup>/s)」の意味と根拠を尋ねたが、結局「河川砂防技術基準第2章第3節 3.2 正常流量の規定に従い検討した。必要流量検討対象項目としては、①動植物の生息地又は生育地の状況 ② 景観 ③流水の清潔の保持」との回答しかない。観点を示しただけである。例えば ①動植物の生息地又は生育地の状況 で、どういう動植物の生育をどう検討したのか、0.9m<sup>3</sup>/s、2.1m<sup>3</sup>/s といった数字の根拠は何なのか、全く示されていない。(→ IV 5とも関係する)

##### (2) 河道外貯留施設をダム位置に作る？

「河川に必要な水の確保(流水の正常な機能の維持)対策案」でダム位置に河道外貯留施設を作るといのが挙げられている。あまりにも馬鹿馬鹿しいダミー案である。

河川に必要な水の確保(内ヶ谷ダムでは河川維持流量確保のための不特定補給)のためだけ

に莫大な費用をかけて大きな施設を建設するというのは全くもって非現実的で馬鹿げている。

ところが、この非現実的な河道外貯留施設設置費134億円のほうが、「分離費用身替り妥当支出法」による「不特定身替りダム建設費」約234億円よりずっと安いのである。つまり「不特定身替りダム建設費」は常識を逸脱して高い。(→次項)

### (3) 堆砂容量が有効貯水量の4倍！

参考資料p2で、不特定身替りダムの費用算出が行われている。「60万m<sup>3</sup>の必要容量=有効貯水量に対して240万m<sup>3</sup>の堆砂容量を見込んで300万m<sup>3</sup>の身替りダムを作る」。堆砂容量が有効貯水量の4倍などというダムはありうるだろうか？

このことへの質問に対する河川課の回答は、また「国交省がいつている」である。「それぞれの目的の身替りダムにおける堆砂容量の設定に当たっては、各目的の身替りダムを多目的ダムを設置する場所と同じ場所に設置すること及び多目的ダムと同量の堆砂容量を設定することを原則とすることが望ましいと考えています」。堆砂容量が有効貯水量の4倍という身替りダムを設定することが合理的か？国交省のおっしゃったことを機械的に適用することが「客観的な根拠を有する手法」だというのは納得できない。

ちなみに「分離費用身替り妥当支出法」を使ったとして、「不特定身替りダム」では妥当投資額=身替り建設費となっていて、事実上、費用は青天井である。

結果として、内ヶ谷ダムの残事業費約166億円について、洪水調節分(容量850万m<sup>3</sup>)が約92億円、不特定分(容量60万m<sup>3</sup>)が約74億円とされる、といういびつな話になってしまっている。

### (4) 不特定補給単独目的ダムはありうるか？

そもそも流水の正常な機能の維持、というのは、「ダムを作ると(ダムがない状態での)流水の正常な機能が損なわれるおそれがある」(または「すでに他のダムの所為で流水の正常な機能が阻害されている」)から出てきた概念である。ダムによる貯留によって既得水利権水量が確保できなくなるおそれがあり、自然状態の河川よりも流水が少なくなる可能性がある、ということなのだ。

自然状態のままであれば流水の正常な機能の維持のための流量確保という概念もない。

発電ダムをはじめとする河川からの水の収奪による「問題」が多発して、S40年河川法に流水の正常な機能の維持の概念が入った。人為的な河川水の収奪があるから「流水の正常な機能の維持(正常流量確保)」が必要になる。「流水の正常な機能の維持のためにわざわざダムを建設する」ようなものではない。

ところが、従来から「分離費用身替り妥当支出法」での費用算出の都合なのか、あたかも不特定補給単独目的ダムが成り立ちうるかのように設定し、妥当投資額が存在しないから算身替り建設費を用いる。結果として、内ヶ谷ダムでは、洪水調節分の残事業費が安くみせかけられている。

## 7. 洪水対策ダム案は安く見せかけられている (←前項)

内ヶ谷ダムの残事業費約166億円のうち、容量850万m<sup>3</sup>の洪水調節分が約92億円、容量60万m<sup>3</sup>の不特定分が約74億円とされている。

不特定容量は洪水調節容量の7%にすぎないのに費用が80%にもなるのはなぜか。もともと不特定補給(流水な正常な機能の維持)は、付随的な目的にすぎないのに、なぜかくも高額な費用が割り振られているか。常識を逸脱して不合理である(「国の言う通りにやりました」では説明になっていない)。

## VI 治水のあり方の根本的転換を長良川で実現しよう

### 1. 拙速な結論・報告を避けるべき

#### (1) 検証作業は出来ていない

ここまで縷々述べてきたように、今回の内ヶ谷ダムの検証作業には、長良川をどうしたいかの理念もみえず、ひたすら「国がいうから『要領細目』に則った手順でやっている」にすぎない。科学性を求めようにも、データは不備で説明のつかない数字が並ぶ。透明性をもたせようという努力は認めるが、「作業」という名のブラックボックスは相変わらずである。

”複数案”は、川を「〇〇 m<sup>3</sup>/S を流す水路」と見、河道に洪水を押し込めることしか考えていない水準で抽出されている。

これでは（煩雑で玉虫色の）「要領細目」に則っているとすらいえない。

#### (2) 長良川河川整備計画は根本的に見直されるべき（← IV 3）

およそ治水とは、現に川の流域に暮らす住民の理解なくしては成り立ち得ない。ゆえに1990年代半ば、建設省河川局が「透明性・公開性」「説明責任」をさかんに口にし、河川法16条の2第4項に規定が設けられた。

しかし、河川法改正から10年経って策定された「長良川圏域河川整備計画」（指定区間、2006年）及び「木曾川水系河川整備計画」（直轄区間、2008年）策定過程では、この趣旨は活かされなかった。「内ヶ谷ダム再検証」の諸問題のかなりの部分は、「説明責任を果たさず、関係住民の意見を十分に聴くことなく策定されてしまった河川整備計画」に関わっている。

客観的にはデッドロック状態の「内ヶ谷ダム再検証」。長良川に関わる河川整備計画を根本的に見直す作業へと進めるべきである（ま・さ・か「再検証」を指示・要請した国交省河川局が「直轄区間の河川整備計画は寸部も見直さない」などとは言わないだろう）

#### (3) 「当面実施せず」と報告を

筆者は、内ヶ谷ダムは建設するべきでない、中止するべきだ、と確信している。効果も定かでない（「ほとんど見込めない」と考える）のに事業費が大きく、何よりも長良川に残る貴重な渓流域（源流部）を破壊してしまうからである。

同時に内ヶ谷ダムを巡るこの半年余りの「検証作業」を眺めてきた率直な感想として、この程度の（お粗末な）検討作業で、「中止」「継続」の結論を出すのは無理だ、と感じている。

流域住民に十分な情報を提供し、流域住民の意見を十分に聞いた上でなければ”複数案”提示の意味はない。同時に上述の問題（(2) 長良川河川整備計画は根本的に見直されるべき）もある。「中止」「継続」の二者択一を拙速に決めるのではなく、「当該ダム事業は当面は実施せず、現行の長良川圏域河川整備計画を流域住民及び有識者とともに抜本的に見直す」と、国に報告すべきだと考える。

### 2. 「311以後」の社会情勢

今回の「再検証」は、「財政逼迫等の社会情勢の変化」（＝「中間とりまとめ」P4）への危機感から出発している。

そして、今年の3月11日の巨大地震・津波、引き続き原発災害で、「財政逼迫等の社会情勢の変化」は、飛躍的に拡大するのは間違いない。喫緊に「税金の使い道を大きく変えていかなければならない」（＝「中間とりまとめ」P1）のである。過去の事情を引きずった「今さらやめられない」といった惰性的思考や、従来通りの手法にとらわれる前例踏襲主義的思考は、もはや許されない。

一方、今回の未曾有の大災害は、防災・避災施策は、地域住民の深い理解を基礎としなければ役立たないこと、言い換えれば地域住民の自発性と知恵こそが、地域を守ることを示した。

この情勢の下で、今一度新たに「長良川の治水」に向き合うときなのではないだろうか。

### 3. 長良川の治水を考える視点

筆者は、第1回の意見募集の際にかなりの分量で、これに関連する意見を述べたが、いくつか付加する。

#### (1) 「長良川は岐阜県の宝」

岐阜県は山紫水明の地と言われる。中でも長良川の沿川は、上流から下流のすべてわたって、生物多様性に富み、美しい景観が展開する。「岐阜県の宝」というにふさわしい。

自然の狭窄部を利用して下流に過重な負荷をかけない治水。一定程度の氾濫・冠水を受容する暮らし方。こうした文化もまた「岐阜県の宝」である（※）。このことの意味・意義、現在の先進性が、(岐阜県を含む)地方公共団体に理解されていないことは残念である。(→ 4)

※ 岐阜市の中長良橋の両端、鶯飼いの中心となる地域では、巨大な陸閘の外(川)側に町がある。ここで町づくりの取り組みがあり、観光客を集めている。「堤外地に町があり、栄えている」ことは、一種の「感動もの」であり、もっと自慢しても良い。

#### (2) 水田と森林の保全

水田の洪水調節効果は認めているようである。生物耐用性保全と食糧自給率の向上という面からも、水田の保全は重要であり、公金を投入する意味がある。

森林の保全は〇〇 m<sup>3</sup>/S の洪水をカットする、というのとは別の重要な意味をもっている。森林の保全は、単に「飽和雨量、一次流出率で見込んでいる」という類のものではない。深刻な洪水災害の多くは、土砂災害を伴っている。2004年に(岐阜県も含め)全国各地を襲った豪雨災害では、手入れがされずに「もやし林」となった人工林の斜面が崩落した例がたくさん見られた。災害防止・国土保全の面から、森林の保全もまた公金を投入する意味がある。

従来「水田は農業政策、森林は林業政策。農水省の管轄」として、国交省(そして都道府県河川管理者)は、防災の視点から真剣に取り組んで来なかったのではないか。納税者・住民の視点からすれば、「防災・国土保全」と「一次産業の保全・育成」は「人々の暮らしを守る」こととして一体のもののはずだ。

限られた財政を効率的に使っていくためにも、縦割り行政を早く克服してもらいたい。

#### (3) 堤防の整備・補強を急げ

----- 木曾川水系河川整備計画-----

##### 1-19

堤防の浸透に対する安全性の観点から実施した堤防点検では、浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間の延長は、点検実施済区間の約6割となっている。

##### 1-20 表-1.2.3 堤防詳細点検結果堤防詳細点検結果

長良川(平成19年3月現在)

点検が必要な区間=89.9(km)、点検済み区間=21.9(km)、必要区間に対する割合=24%  
堤防強化が必要な区間=16.8(km)、点検済み区間に対する割合=77%

つまり、長良川では点検済み堤防の実に77%が安全基準を満たしていない。堤防の大部分は脆弱なものなのだ。堤防が脆弱であれば、それほど高くない水位でも破堤に至ることもありうる。堤防の点検・強化(せめて普通の安全基準を満たすこと)の問題は放置できない。まさに「待ったなし」である。

#### (4) 多様な方策の組み合わせ (← V 4)

「ダムなし複数案の検討」は、「ダムによる洪水調節量を代替する何らかの単一方策案さがし」ではありえない。玉虫色の「要領細目」でも「当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合

わせの案（P 4）としている。「この方策でダムでカットするはずの〇〇 m<sup>3</sup>/S カットする」という1つのダム代替案を求めてはいない。

また、ダムのような完成しなければ何の効果発現もない方策は、結局は長期にわたって流域住民を危険にさらすことになる（筆者はダムが完成しても流域の治水安全度が格段に向上するとは考えていないが）。

遊水地・水田貯留・河道改修を組み合わせる（洪水対策案5）ことは悪くないが、他の方策（遊水機能を有する土地の保全・部分的に低い堤防の存置・宅地のかさ上げ、ピロティ建築等・土地利用規制・洪水の予測、情報の提供等・水害保険等 etc）を排除するべきではない。ハードに頼った洪水対策には限界があり、大きな施設建設を前提とする方策は、その施設が完成するまでは効果発現がない、という重大な短所がある。ソフト対策も合わせて、段階的に着実に効果をあげていく堅実な方策の多数の組み合わせを考えていくべきである。

#### 4. 流域住民の叡智を結集する

「人間は自然現象のすべてを解明することができ、科学技術によって自然を制御できる」かのような議論は、実は単なる無邪気な（あるいは傲慢な）思いこみでしかないことは、近年ますます明らかになっている。

あえて言えば、およそ自然災害とは現在の人間の知見では「想定外」であり、現在の技術水準において防止不可能なものを指す、ということもできる。

すべての洪水を河道に押し込めることは不可能である。高水計画の数字を、河道と洪水調節施設に割り振る治水観から脱却すべきである。

川はあふれるもの。あふれても命を脅かすことのない、かつ財産的被害も最小でくいとめるような方策を、伝統的な治水施策を活かしながら、流域住民とともに作り上げていきたい。

全国各地で行われているこの「ダム事業再検証」。「できるだけダムに頼らない治水」を掲げて始まったはずのものが、今のままでは「やっぱりダムが一番だ」に収斂しそうな妙な方向になっている。

少なくとも岐阜県においては、長良川の恩恵と危険を日々の暮らしの中で見つめてきた流域住民の叡智を結集する前向きな機会となることを願ってやまない。

そして、その取り組みが全国の河川政策転換のよきモデルとなることを期待したい。

以上



【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見</b>	
ご意見	<p>〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇と申します。</p> <p>最初に、東日本大震災で、お亡くなりになられた皆さんの御冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた皆さんに心からお見舞い申し上げます。</p> <p>先日、(平成23年4月21日)郡上市美並村にて開催されました、内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会に参加させていただきました。</p> <p>資料説明をお聞きし、国、県におかれましては、管理区間内の水害防止の為に治水の関し、真剣に取り組んでおられることが大変良くわかりました。</p> <p>また、●5つの洪水対策案、7つの評価軸、●2つの河川に必要な水の確保の対策案と6つの評価軸に関し、アンケートをとられましたが、私自身記入する時間がなくアンケートをだすことができませんでした。</p> <p>■洪水対策案に関し、安全性、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響。への評価。</p> <p>■河川に必要な水の確保の対策案に関し、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響。への評価。</p> <p>前回の、意見募集の意見提出後も、今回の内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会後もいろいろ考えてみました。</p> <p>本音を申しますと、当日も意見を述べさせていただきましたが、長良川下流部の水害防止、治水を考えるのであれば長良川最上流部から、最下流部までの本流、支流を含め長良川全流域で、考えていただきたいと思っています。</p> <p>ただ、今回のテーマが、内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集なので・・・。</p> <p>今回、美並村にて開催されました、内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会では、県外の方も参加されて貴重な意見も発言されて見えました。</p> <p>○ゲート式のダムに関し、人の操作ミスによる災害もありえる。</p> <p>○ダムに堆積した土砂等の排砂等により下流部の河川環境が悪化・・・。</p> <p>○ダムによって破壊される環境被害を算出してみても・・・。(生物多様性も考慮したうえで)</p> <p>○震災等でのダムの決壊・・・。</p> <p>○河川の水の流入量と流出量等。</p> <p>そんな中で、県担当者より、内ヶ谷ダムに関しては、ゲートのない『ぼうずダムの方式』との説明を受けました。</p>

『ぼうずダム方式』とは、提をつくり、放水口を設け、放水口から、定められた一定量の水を放水し、大雨等で、一定量以上の水量が流入した場合、一定以上の水を、ダム本体に貯水されるダムのようなようです。

個人的な意見ではありますが、提の高い所に放水口が設けられた場合、高ければ高いほど、流入した土砂が堆積します。

そこで、思ったのは、資料の2. 内ヶ谷ダム建設事業の諸元では、堆砂容量は、100年間に流入する土砂をためられるとありますが、ダムを造るだけ造って、堆砂した物の処理は100年後に先送りでは・・・、

また、堆砂されればされるほど、大雨が降るたびに下流部にながされ、下流部の河川環境が悪化すると考えられます。

たとえば、ぼうずダムの放水口を、最下部に設けてはいかがでしょうか？。

現在、流れている内ヶ谷をいっぱい、いっぱい提がまたぐ感じ。

内ヶ谷を流れる平水位を、放水口の排出量とし、降雨によって増水したぶんをダムに貯水したらいかがでしょうか？。

そして、本来ダムの湖底になる部分に、メンテナンス用の道路を造り、提から上流部で、土砂が堆積、沈殿するような人工物を造作したらいかがでしょうか？。

〈複数のほうが効果はあると思うし、またいろいろな物が提付近へ流入しないよう強固なネットも設置するといいいのでは。〉

堆砂した物の処理を100年先送りするのではなく、定期的に溜まった分だけを排出するような、従来の提だけのダムではなく、普段は湖底になる部分に川が流れ、大雨で増水した時に貯水されるような、そんなダムなら素晴らしいと思います。

実際、岐阜県郡上市白鳥町から県境を越えた福井県の九頭竜ダムの流れ込み所では、ダムの流れ込みの河川に、魚道完備のミニダム？があります。(治水の為か、砂防の為か、治山の為か？定かではありませんが・・・。)

ダムに流出する土砂等を少しでもくいとめることができれば有効な構造物だと思います。

また、現実に福井県大野市泉村にある石徹白ダムでは、ダム全体に上流から流れ出た土砂で埋まっているような状況です。

いろいろな目的のダムがあると思いますが、これからは、メンテナンスがしやすいダムが必要かと思われます。

また、堆積した土砂等を定期的排出することになれば、多少なりとも、地域経済にもプラスになるのではないのでしょうか。

ただ、提ありきのダムではなく、湖底となる部分に人工の構造物を設計し流入する、土砂、石メンテナンスを考慮し、治水を第一に考え工夫をしたダムであれば、素晴らしいダムができるのではないのでしょうか。(河道外貯留施設よりはいいのでは。)

また、内ヶ谷ダムができた場合の洪水調節効果についてですが、当日、配布された資料の3ページに下記のように記載されていました。

記

〔3. 内ヶ谷ダム建設事業の効果〕での洪水調整効果では、内ヶ谷ダムができた場合※100年に1度発生する恐れのある洪水流量が流れた場合

- 亀尾島川合流後で約75cmの水位低減効果
- 下田橋付近で約30cmの水位低減効果
- 新美濃橋付近で約15cmの水位低減効果
- 千疋大橋付近で約10cmの水位低減効果
- 千鳥橋付近で約5cmの水位低減効果

上記の資料から、思ったことは、単純に、ダムを造らずに、水位低減効果分以上、河道の堀削することをすれば、ダムはいらないのではないのでしょうか。

(反対という意味ではありません。)  
(ただ、堀削しすぎた場合いろいろな問題が発生する可能性があると思うので考えて堀削することが必要と思う。)

また、河道の堀削の場合堤防の根部分に関し補強が必要だと思う。

資料P8の洪水対策案の立案については、8つの方策案の組み合わせにより、5つの対策案(予算案)が立案されています。

1. ダム+河道改修案の場合

○ダム(92億円)+河道改修(266億円)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・合計358億円

2. 河道改修案主体案の場合

○遊水地(国206億円)+河道改修(278億円)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・合計484億円

3. 遊水地主体案の場合

○遊水地(国206億円)+(県109億円)+河道改修(274億円)・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・合計589億円

4. 水田貯留主体案の場合

○遊水地(国206億円)+河道改修(266億円)+水田等の保全(526億円)・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・合計998億円

5. 複合案

○遊水地(国206億円)+(県35億円)+河道改修(274億円)+水田等の保全(210億円)・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・合計725億円

資料には、上記の洪水対策の5つの案がだされています。

また、アンケートには、安全性、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響に関して意見をもとめられていました。それぞれの立場によって、それぞれの意見があると思います。コストだけで選択すれば・・・1のダム+河道改修などですが、国管理区間の最下流部への治水対策になるのか？との思いもあります・・・。

今、現在大切なのは、長良川流域の方々や、関係の皆さんに、治水に関しての公共工事への理解、また、一人一人が水害防止・災害防止に関心をもっていただくことが大切なのではないでしょうか。

長良川中下流域の皆さんの生命財産を水害から守るのであれば、ダムも、遊水地も、河道改修も必要だと思います。(ダムを含めた複合案はありませんが・・・)

それと、当日いただきました資料の河道改修案の区間についてですが、長良川流域の郡上地域的一部分から下流になっていますが、最上流から見直していただき、河道の堀削、堤防の補強等検討していただけたらと思います。

先日、郡上市、旧白鳥町が平成14年10月1日に発行された【今ふたたび清流への道】を拝見することができました。

サブタイトルが、〈白鳥町9・15豪雨災害の記録〉となっています。水害の恐ろしさはもとより、多くの皆さんにご協力いただき、多くの皆さんにたずけていただいた記録になっています。

また、白鳥町内を流れる長良川の状態、支流での災害状況の写真も掲載されています。

災害は、忘れた頃に・・・・・・。

大きな治水対策も大切ですが、危険箇所を把握した上での小さな治水対策も早急に必要だと思います。

備えあれば・・・・・・。

長良川の最上流部から最下流まで、大きな目で見えていただき、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。

また、それぞれの立場によっても違いますが、地域経済を考慮した場合、太く短くよりも細く長くの方がいいと思います。

前回の意見募集でも述べさせていただきましたが、岐阜県として特色をいかすような河川環境、自然環境(生物多様性なども含む)を考慮した付加価値のある治水事業であって欲しいと思う。

追伸 私たちの住んでいる地域では、毎年春になると、地域の人達で井普請(河掃除)が行われています。

ゴミを拾ったり、堆積した土砂や泥を上げたりしています。毎年綺麗に土砂や、泥を上げているのにどこから流れてくるのかたまっています・・・・・・。

長良川においても、本流はもとより、堰堤、治水ダム、治山ダムなど、定期的で大掛かりな井普請が必要だと思います。

そして、今後柔軟で、多くの方が理解でき、多くの方に関心をもっていただけるような、岐阜県らしい内ヶ谷ダム建設事業の検証、岐阜県らしい治水事業が実施されることを期待申し上げます。(自然豊かな長良川の治水と環境を両立させるような特区の申請もいいと思います)

専門知識もなく、勝手な意見を述べさせていただきましたご無礼をお許し下さい。

まとまりのない文章で恐縮ですが、以上2回目の『内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見』とさせていただきます。

〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇

電話〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇 携帯〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

\*\*\*\*\*

〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

\*\*\*\*\*



【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見</b>	
ご意見	<p>定量治水から非定量治水への転換をはかろう</p> <p>■なぜ、前提である「ダム事業そのものへの点検」をしないのか</p> <p>岐阜県の内ヶ谷ダム建設事業の検証が国土交通省河川局による平成22年9月28日付けの「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」にしたがって進められている。この検証の発端は平成20年8月の「コンクリートから人へ」をマニフェストに掲げた民主党への政権交代であり、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるためのものである。</p> <p>この「再評価実施要領細目」には「検証に係る検討の手順としては、必要に応じて対象とするダム事業等の点検を行い、これを踏まえて、各ダム事業について目的別に検討を行う」とされており、「必要に応じて」との条件付きながら、「目的別に点検を行う」まえに「ダム事業等の点検を行う」ことが求められている。しかし、内ヶ谷ダム建設事業の検証ではそれがなされていない。</p> <p>いまの治水は、一定限度の規模の洪水(基本高水)を対象とし、河道と洪水調節ダムに配分するのを基本方針としている。この方針に基づけば、基本高水が河道の流下能力を上回る場合、ダムを採用せざるを得ないことになるが、それをもって「内ヶ谷ダム建設事業の点検は不必要」と判断したとすれば、余りにも安易である。</p> <p>「ダムによらない治水」は、政権交代に伴う政策転換は単なるきっかけを与えただけであり、背景には、人口減少、少子高齢化、財政赤字という社会情勢や、治水機能が限定的で不確実である、地域社会を崩壊させる、自然環境を破壊する、数十年から数百年後には土砂で埋まり役に立たなくなる、ダムの適地がほとんど残されていないというダム自体の問題があり、歴史的な必然である。</p> <p>このようにダムが多くの問題を抱えていることからすれば、内ヶ谷ダムの検証においてダムを建設することの適切性についての点検を怠ったことは重大な瑕疵であり、「いかなる洪水に対しても住民の生命と財産を守る」という治水の使命の見地から改めて</p>

点検するべきである。

#### ■「目的別の検討」にも問題がある

内ヶ谷ダム建設事業の検証における「目的別の検討」も、国土交通省河川局が示した「再評価実施要領細目」にしたがって、たとえば治水については26種の対策案(ダム、遊水池、雨水貯留・浸透施設、霞堤等)を7種の評価軸(コスト、実現性、環境への影響等)のもとで検討しようとしている。

ここで対象とされるのは一定限度の洪水のみであり、対象を超える洪水は想定外である。しかし、このたびの東日本大震災をもちだすまでもなく、想定外の降雨に対して住民の生命を守ろうとしないのは治水の名に値しない。

環境への影響についても、安易に影響を低く評価し、重大な環境破壊を見逃してきたこれまでの事前評価への反省がなく、評価法あるいは評価者の改善への意欲が認められない。

コストに至っては、ダムを剰事業費で比較するなど、ダムへの優遇が顕著であり、本体着工後の設計変更、環境修復、排砂などの不安定費用に触れていない。

平成23年4月に行われた「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会」の資料によれば、完成予定が平成39年とされている。普通、4～5年で完了する本体工事が16年後とされるのが財政上の問題によるとすればさらに遅れる可能性が大きい。この間の住民の安全をどのようにして守ろうというのか。「当面実施しない」として「必要に応じて見直す」とするべきではないか。

#### ■非定量治水への転換が望まれる

いまの治水は一定限度の規模の洪水を対象にすることから「定量治水」といわれ、対象を超える規模の洪水に対しては超過洪水対策により対応しようとしているが、現実にはほとんど実施されていないため、超過洪水に耐えられないという欠陥は解消されていない。また過大な対象洪水を設定することによって対策が硬化し、その完成が困難になっている。

これに対して、対象洪水を設定せず、実施可能な対策を順次積み重ねるのが「非定量治水」であり、洪水を溢れさせない対策と



溢れた場合の対策を同時並行的に実施することにより、壊滅的被害を回避しようとしている。

両者の安全度を比較すると、定量治水では対策が完成する長時間後に飛躍的に増大するが、非定量治水では短時間ごとに少しずつ増大することになる。いずれが優位かは場合によって異なるが、壊滅的被害を回避するという面では非定量治水が優位である。

国土交通省河川局は定量治水に固執し、いまだ改めようとしなない。しかし、いままさに転換期である。岐阜県におかれては、豊かな長良川を次世代に引き継ぐためにも、率先して非定量治水への転換をはかられることを望んで止まない。



【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見</b>	
ご意見	(別紙)

## 内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見

〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇 〇〇 〇  
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

結論から述べます。

### 1. 「洪水対策」5案について

対策案①「ダム+河道改修案」は、長良川の宝である自然環境、景観を破壊するものであり選択肢から外すべきものです。とりわけ内ヶ谷ダムは後述するとおり殆ど長良川の洪水対策に役立ちません。

今回対象となる地域は1/20確率の洪水に耐えられる実績を持っています。岐阜県がおかれている財政事情を考えると、現状の治水状況をより确实・安定的なものにすることが第一です。現在洪水対策上危険・脆弱と判断される箇所への堤防補強などの施策推進が最も現実的と考えます。

そして、財政状況を考慮しながら**対策案③「遊水地（国・県）+河道改修」**を目指し、諸制度の研究・政策化と流域世論の形成を促進すべきものと考えます。

### 2. 「河川に必要な水の確保（流水の正常な機能の維持）対策」2案について

豊かな森林に育まれた現在の内ヶ谷集水域の現状は理想に近い状態です。**これが正常な流水です**。これを維持・改善することが私たちに求められることと考えます。提案の2案は選択してはいけないものと考えます。

以下意見を述べます。

内ヶ谷ダム建設事業は主に郡上市から岐阜市にかけての長良川筋の洪水対策を目的としておこなわれるものです。昨年11月25日に開催された「第1回内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において配布された資料「内ヶ谷ダム建設事業の概要」では、内ヶ谷ダムにより880m<sup>3</sup>/秒の流入基本高水を690m<sup>3</sup>/秒洪水調節し、長良川の亀島川合流直下流基準点における基本高水流量5,200m<sup>3</sup>/秒を4,900m<sup>3</sup>/秒に洪水調節するものとしています。

しかし、この数字の根拠となる基礎データおよび解析に使われたパラメーターは明らかにされませんでした。岐阜県は昨年12月以来あった専門家や県民の質問に対し、「過去の書類を紐解かないと分からない」との回答を繰り返しました。情報公開請求の結果、関係書類が見つけられ開示通知されたのは今年2月17日付け（河第541号）でした。

ということは今回の検証にあたり県および「学識者」の皆さんはダム計画の基本情報をチェックしておらず、まともに内ヶ谷ダム建設事業を検討していたとは思えません。内ヶ谷ダム建設事業自体の検討を抜きにした今回の「ダムによらない治水のあり方」の検証は本末転倒の作業です。

それでは、内ヶ谷ダムは長良川の洪水対策に有効なのでしょうか。

## 1 内ヶ谷の基本高水流量は過大です

河 541 号で開示された「内ヶ谷治水ダム事業計画書 参考資料 岐阜県 昭和 57 年 8 月 昭和 61 年改訂」(以下「計画書」)によれば、同事業計画は「治水安全度は、県の河川管理計画にもとずき 100 年確率洪水流量に対応するものである。」とし、降雨解析は、長期資料が整備されている美濃、八幡、白鳥の 3 観測所のデータ(明治 28 年～昭和 56 年(87 年間)連続 2 日雨量)を使い解析を行っています。内ヶ谷ダム流域の観測データではありません。3 観測所のデータを基に計画降雨量(100 年確率連続 2 日雨量)を内ヶ谷ダム流域は 450 mm、計画基準点 は 440 mm としました。

降雨パターンは 13 選出し、内ヶ谷ダム地点流量が最大となる昭和 34 年 9 月降雨型(引伸ばし倍率 1.789)と基準点流量が最大となる昭和 39 年 9 月型降雨(引伸ばし倍率 2.182)を組み合わせ、基本高水流量配分(太文字)しています。

降雨パターン	内ヶ谷ダム	亀尾島川本川合流前	本川合流前	計画基準点
昭和 34 年 9 月	<b>880</b>	<b>2410</b>	3600	4500
昭和 39 年 9 月	620	1670	<b>3900</b>	<b>5200</b>

計画では「基本高水流量  $5,200\text{m}^3/\text{秒}$  生起時の亀尾島川水系からの合流量を見ると、 $1,550\text{m}^3/\text{秒}$ (ママ)でありほぼ 30% に対応していることから、洪水調節による計画基準点での、洪水低減効果の期待値も、低減必要量  $1,000\text{m}^3/\text{秒}$  の 30% を目安として  $300\text{m}^3/\text{秒}$  に設定するものである。」とし、ダムを前提とした以下の計画高水流量配分(太文字) としました。

降雨パターン	ダム流入量	ダム調節後	亀尾島川本川合流前	計画基準点
昭和 34 年 9 月	<b>880</b>	<b>190</b>	<b>1950</b>	4300
昭和 39 年 9 月	620	177	1500	<b>5200</b>

しかし、内ヶ谷雨量が仮定から出発していることや異なる降雨パターンを組み合わせによる流量決定は、内ヶ谷流量の長良川流量に占める割合を恣意的に高めるものです。現実と乖離していると見た私は、実績流量が分かる水文調査報告の開示を県に求めました。

請求により開示された「平成 21 年度第 1 号公共内ヶ谷治水ダム建設事業水文調査 調査報告書 平成 22 年 3 月長良川上流河川開発工事事務所・(株)帝国建設コンサルタント」から、内ヶ谷ダムサイト、相生(「亀尾島川本川合流前」に相当)および吉野(「計画基準点」に相当)を抽出し『年別最大流量』を整理すると下表のようになります。

この 9 年間には、戦後最大といわれる洪水を含む様々な洪水が発生していますが、亀尾島川水系流量の基準点流量の占める割合が 2 割を超えることはなく、「3 割占める」という計画書の想定は乖離しています。内ヶ谷流域に至っては 5% にも達していません。

なお、平成 16 年 10 月 20 日の吉野流量  $8219.62\text{m}^3/\text{秒}$  の数値があまりにも大きいので、県に確認を求めたところ「確認の上、後日答える」との返事でした。ちなみに、別に県が示している流量グラフ(下図)から読み取ると約  $5,500\text{m}^3/\text{秒}$  で、これをベースにしても亀尾島川水系が占める割合は約 14% です。

年別最大流量(m<sup>3</sup>/秒)

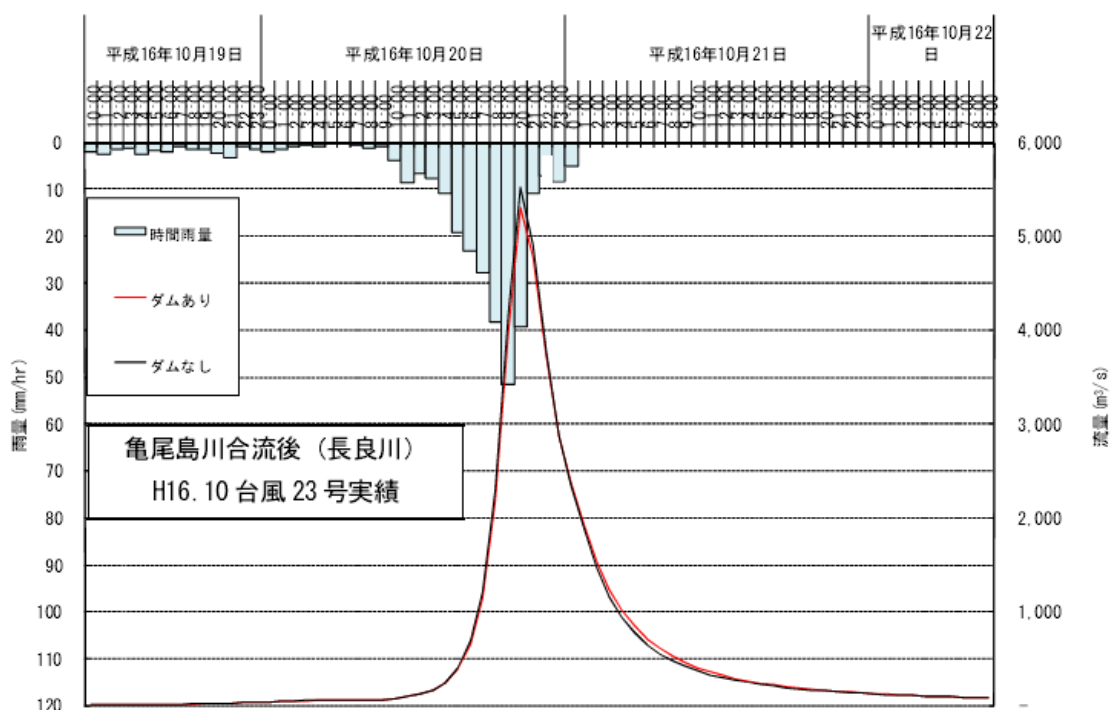
年	月日	ダムサイト	相生	吉野
2001(H13)	3月26日	150.02		
	6月20日		78.54	474.92
2002(H14)	7月10日	(175.00)	756.44	4131.03
	7月16日	179.27		
2003(H15)	8月9日	105.74	223.77	1507.93
2004(H16)	10月20日	(329.00)	793.02	8219.62
2005(H17)	7月4日	92.73	欠	
	8月31日	(3.50)		4558.54
2006(H18)	7月19日	97.33	559.21	3086.21
2007(H19)	7月15日	77.40	390.19	1985.15
2008(H20)	3月14日		126.99	673.82
	10月24日	26.36		
2009(H21)	7月28日	102.48	263.68	2743.90

基準点における割合

内ヶ谷	亀尾島川
	16.5%
4.2%	18.3%
	14.8%
4.0%	9.6%
0.1%	
3.2%	18.1%
3.9%	19.7%
	18.8%
3.7%	9.6%

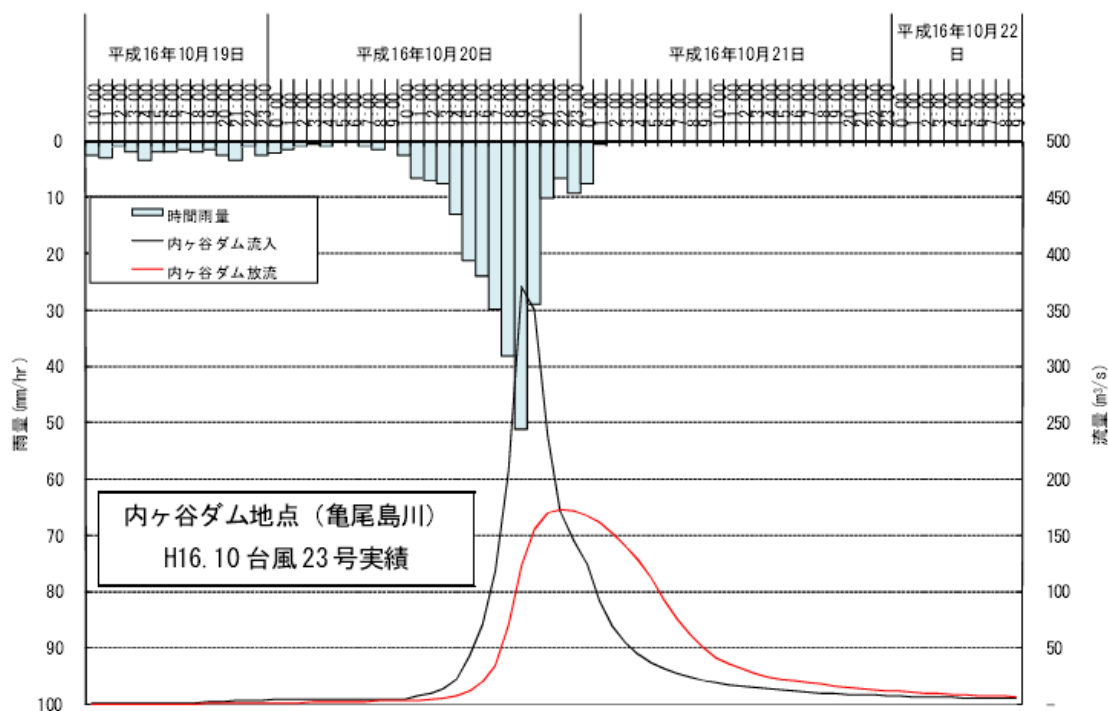
( ): 後日、県から回答があった数値。

\* 確率規模 1/20 流量である基準点 3600m<sup>3</sup>/秒を超える洪水はメッシュで表示した。



どうしてこんな違いが生まれるのか。それは内ヶ谷ダム地点流量 880m<sup>3</sup>/秒が過大だからです。過大な仮定雨量と過小な飽和雨量 (Rsa=100 mm) 等を使った算定結果からだと思います。今回の検証や平成 18 年策定長良川圏域河川整備計画は実績から Rsa=200 mmを前

提にしています。このことから、内ヶ谷ダム計画は基本高水流量  $880\text{m}^3/\text{秒}$  とともに葬られるべきです。ちなみに現在ダム地点には観測所があり、平成 16 年 10 月 20 日洪水時の降雨量は  $303\text{mm}$  (2 日雨量) で流出流量は  $329\text{m}^3/\text{秒}$  と測定されています (下図)。



## 2 亀尾島川での洪水調節は的外れ

「年別最大流量」の表から分かるもう一つのことは、長良川本川が最大流量になるとき内ヶ谷も最大流量を示すとは限らないことです (9 カ年中 5 カ年)。しかも、確率規模 1/20 流量の以上の洪水では、3 カ年中 1 カ年と、むしろ外れています。内ヶ谷ダムで水を止め亀尾島川で調節しても長良川の洪水には的外れといってもよいでしょう。

以上のように、内ヶ谷に建設されるダムは量的にも確率的にも、長良川の洪水に役立つものではありません。

## 3 長良川の治水に今必要なのは

「年別最大流量」の表から平成 14 年 7 月 10 日の洪水流量は  $4,131\text{m}^3/\text{秒}$  で、基準点における確率規模 1/20 流量の  $3600\text{m}^3/\text{秒}$  を超えています。「水害統計」によれば、この洪水で基準点下流長良川本川において水害は発生していません。このことは、現状でも 1/20 程度の洪水に耐えうると言えるのかもしれませんが (平成 17 年も 1/20 を超えています「水害統計」を未調査)。しかし、危険個所の存在は、県の統計からもたくさん存在します。

厳しい岐阜県財政のもと、今早急に行わなければならないことは危険個所の堤防補強であると考えます。

#### 4 河道整備は、長良川の良さをなくす恐れが

浚渫等による河道整備は、限られた区間に即効性がありますが下流側への洪水リスクを高めるとともに水辺環境を単純化し生物環境に大きな損失を与えます。清流と美しい水辺景観は長良川の宝であり、今後さらにその価値は高まります。次世代に確実に伝えなければならぬものです。

以上のことから、現在検証作業対象となっている区間については既に確率規模1/20を超える洪水対策がなされているものと考え、当面進められるべき施策は**堤防補強等**による脆弱箇所の解消事業です。厳しい岐阜県の財政では、これで精いっぱいであると思います。

つぎに、進めるべき施策は「想定外」の洪水をも受け入れる治水・水防策であると考えます。**遊水地の拡大・整備**および氾濫地域の住宅・農地などに対する**水害被害補償制度の確立**は、時間を要する課題ですが、今後避けて通れない施策と考えます。受け入れる世論も広がっています。ぜひ積極的に取りかかってほしいものです。

この事業を検証するに当たって、「もう、ダム事業は動き出してしまっている。」「引き返せない。」との声もあります。

しかし、まだ本体着工はしていません。湛水区域の森林伐採もされていません。現在、現場は美しい溪谷を囲んで豊かな森林帯となっています。狭く深く切り込んだ溪谷は天然の洪水調節弁です。今なら引き返せます。この残った豊かな森林を保安林として育て治水に水源に役立たせることが、次世代に対する私たちの責任だと考えます。

以上。



【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見</b>	
ご意見	(別紙)

内ヶ谷ダム事業の費用便益の疑問点をめぐる検証

〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

今回の「ダムによらない治水」の事業検証の前提には、ダムの効果をめぐる問題とともに、国、自治体ともに非常に深刻な財政危機があります。事業の検証にあたっては、ダムとそれをめぐる対案の費用の比較だけでなく、事業の効果や便益、さらにはダムのアロケーションをめぐる問題について慎重に掘り下げて検討すべきだと考えます。

(1) 代替案のコスト等の比較だけでなく、便益の検討が必要

4月21日に開催されました内ヶ谷ダムについての説明会（郡上市美並町）では、国からの「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、「便益の検討は求められていない」との説明がありましたが、国土交通省によれば、

「1 再評価の視点

検証対象ダム事業は、実施要領第5の3に規定する視点について、以下に基づいて再評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づいて算定するものとする。

(1) 事業の必要性等に関する視点（一部略）

①事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）

②事業の投資効果

1)費用対効果分析」

とあります。洪水対策をめぐる5案と正常流量確保の2案のコスト等の比較だけで、どれが安いのかをみるだけでは不十分なことは明らかです。安いとされるダムと河道改修の案でも、事業費が便益を下回る、あるいは費用と便益の根拠自体をも見直さなければならないようですので、以下の疑問についてお答えください。

(2) 内ヶ谷ダムのアロケーションは、治水専用ダムとしては不適切

多目的ダムのアロケーションの方法である「分離費用身替り妥当支出法」とは、治水、都市用水、農業用水、発電等の複数の目的にかかわる費用便益とコスト配分をめぐる算出の方法です。

県のQ&Aでは、「1. 予断を持たずに検証を行うという基本的な方針に沿って、恣意的な検証を行っているとの誤解を避けるためにも、できるだけ客観的な根拠を有する手法を用いることが望ましいと考えています。2. その観点から、洪水調節と流水の正常な機能の維持のそれぞれの目的別のコストについては、特定多目的ダム法第7条等に規定している「分離費用身替り妥当支出法」に沿って算出することが望ましいと考えています。」とされています。

しかし、今回の内ヶ谷ダムは治水専用の単一目的の施設であり、多目的ダムの手法は該当しないはずで、治水のなかで、洪水調節と流水正常機能の維持の2つの目的が掲げられていますが、これはありえたとしても治水の内部での二次アロケーションにしか当たりません。県の単独事業で、国庫補助（55%）があるだけで、用途間、国・自治体間の費用配分が分割されるわけではないことから、この点でも無意味です。

近い例をみると、徳山ダムのアロケーションでは、治水と水道、工業用水、発電との一次アロケーションの上で、治水の内部での洪水調整、不特定補給、異常渇水対策の二次アロケーションが、ダムの容量配分によって行われています。同じような方法をとるとするならば、内ヶ谷ダムでも洪水調節と不特定補給の容量配分でもいいわけですし、この方式ならば、洪水調節と不特定補給の比率は、有効な容量の配分の850:60になりますから、洪水調節でほとんど持つことになり、このアロケーションとは全く違った結果になります。

なぜこの単一目的ダムについて多目的ダムの方法を適用するのか説明する必要があります。「客観的」としつつも、この方法を採用すること自体が一つの不適切な選択ですし、以下で述べるように、非常に恣意的な前提に基づくアロケーションが行われている点については非常に疑問です。

### (3)「流水の正常な機能の維持」は必要か

都市用水や農業用水などでダムに貯留を行う場合には、河川環境や既存の農業水利権に配慮するために、用途を特定されない不特定補給の容量をもうける場合があります。その場合でも、付随的、補償的な意味合いのもので、単独で必要とされる目的ではありません。内ヶ谷ダムの代替案の提示でも、遊水池や「水田貯留」は亀尾島川の流量とは無関係で、ほとんど事例もないような「河道外貯留」を新たに独自に考える必要はまったくありません。

長良川については、木曾川水系流域整備計画で、岐阜市の忠節地点における正常流量は規定されていますが、その上流のさらに支流にあたる亀尾島川にはありません。県の長良川圏域河川整備計画をみても、支流毎の正常流量などはみつきませんでした。

実態をみても、亀尾島川における10年に1度の確率の渇水時の1~2m<sup>3</sup>/sの流量に対して、0.2m<sup>3</sup>を補給することが「河川環境の保全」に当たることはムリがあります。水位を30cm程度上げることが景観上では違うような印象を与えるスライドの資料がありましたが、生物などへの影響はほとんど無関係なのではないでしょうか。亀尾島川沿いの農業用水を考えても、0.115m<sup>3</sup>/sとわずかです。

洪水調節と分けて、流水正常機能維持については、身替り建設費を用いるとして、特に便益の計算はしなかったと説明会では述べられています。そこで234億円もの金額がアロケーションで計上されていますが、上記のようなごく小さな渇水の対策費用としてはありえないような巨額なものです。その場合の単独の場合のダムの形態も、300万m<sup>3</sup>の容量のうち、不特定容量はわず

か60万m<sup>3</sup>で、堆砂容量が240万m<sup>3</sup>にもものぼるといふ非常識なダムです。ごくわずかな不特定補給に巨額の身替り建設費を計上するという常識を逸した考え方をすべきではありません。

また、共同事業費から分離費用を引いてそれぞれも求められている残余便益が同額の50:50の比率になっているのは不自然です。洪水被害の軽減の費用対効果がプラスになるように不特定補給を入れて、むしろこの比率から逆に不特定容量の身替り建設費の金額、さらには不特定容量の規模を求めたのではないかと疑われます。

#### (4) 洪水調節の費用と過大な便益の算出

このような不特定補給にかかわるムリな計算が入れられたのは、洪水調節の費用と便益がつり合っていなかったからではないでしょうか。アロケーションによれば、治水単独のダムの身替り建設費は338億円なのに対して、洪水被害軽減からもとめられる妥当投資額は285億円、これでは単独で事業が成り立たないことになっています。344億円の共同ダム事業費に対して、不特定補給に147億円を割り振ることによって、「アロケーション」後の治水（洪水調節）分が197億円となって、ようやく妥当投資額を「上回り」ます。

さらに水害の年平均被害軽減額が13.5億円、2,757万円の年経費を引いて、4.64%の治水に用いられる割引率から求められる妥当投資額の285億円となっています。水系全体の平成11年水害の被害額が89億円、既往最大の洪水での平成16年水害でも147億円ですから、この被害軽減額と妥当投資額も過大に評価されていると考えられます。

内ヶ谷ダムは、長良川と亀尾島川の合流点より上流の被害はふせげませんし、合流下流部でも、水位が下る区間は限定されています。100～200年に一度とされる平成16年の23号台風のような場合は、内ヶ谷ダムの長良川全体に対する効果はほとんどありませんし、このダムによって大きな洪水被害の軽減ができるとの計算は成り立ちません、費用を不特定補給を入れることによって引き下げて、他方で過大な洪水被害の軽減の便益（妥当投資額）を想定している、このダム事業とアロケーションは、事業の検証をきちんとすれば、成り立たない事業として考えるべきです。

#### (5) 費用便益比率の計算根拠を明らかにすべき

内ヶ谷ダムの事業再評価では、平成10年に事業費260億円で費用便益比率(B/C)が1.86、つまり便益は486億円、平成18年の算定では340億円に対して1.1、便益は374億円ということになります。平成15年の上記のアロケーションでは、洪水被害軽減の妥当投資額285億円、かりに流水正常機能の維持が身替り建設費としても234億円ですから、いずれにしてもB/CのBの計算根拠とは違っており、その根拠となった情報の公開が求められます。

過大な洪水被害軽減と、不必要な巨額の流水正常機能で、内ヶ谷ダムの事業が、財政再建中の岐阜県にとって不必要な事業であるとの検証結果が出されるべきです。

(6) 内ヶ谷ダム計画は中止して、清流長良川をまもり、流域全体の安全度を高めるため方策を選んではどうでしょうか。

異常渇水時にわずかな流量を補給するために、長良川のなかでもよく自然の状態が保たれている亀尾島川上流を水没させ、大量の堆砂を残すような環境破壊を引き起こすのは本末転倒です。自然の流れのままの川を守ってこそ、清流長良川というのが流域住民の願いではないでしょうか。

また、非常に厳しい財政状況の中で、洪水調節でも効果が限定されており、上記のように被害軽減よりも事業費が上回るという異常な治水用の内ヶ谷ダムを建設するのではなく、流域全体で直接効果のある河道改修を徐々にすすめ、10年、20年に一度の洪水の被害を少なくするハード、ソフト面の対策をできる範囲で行うとともに、逆に平成16年のように100年、200年に一度といわれる大きな水害のときは内ヶ谷のような小規模なダムではほとんど効果がないわけですから、被害の復旧にも当たるのが適切な選択肢ではないかと考えます。



【意見提出用紙】

<b>内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見（第2回）</b>	
ご意見	<p>第1回意見募集時に比して根拠や説明資料の公開に努力されたことは一定の評価を致します。各案への意見を総括した意見として提出します。真に流域県民のためになる結論を出されることを願います。</p> <p><b>対策案1（河道改修+ダム案）が優位な案とは言えない</b>                  縦断図や資料3-1図1.4以降で明示されている通り、堤防高がダム完成後の「計算水位」を大きく下回る区間が何か所も存在する（一例：60～61Km地点・今川合流上流）。このことは、これら区間の堤防強化や堤防かさ上げ整備が完成しない限り、ダムができて計画規模の降雨に対してさえ「計算通り」堤防から水があふれ出る区間が何か所も残されることを示している。横断図から堤防整備が含まれているようにも見えるが、整備計画規模の計画降雨に対する流下能力図が未提供のため判断できない。これら相対的に流下能力の劣る区間の整備を最優先して実施しない限り、この案では、ダムができて計画降雨（1/10, 1/20）に対してさえ“計画通り水害は起こる”。この点を、評価表（資料4-1）の被害軽減効果に明確に記述すべきである。なお、計算水位をH.W.L.とするなら堤防余裕高を定めた構造令を満足するために堤防の更なる整備が不可欠ではないかと懸念する。</p> <p>遊水地（案2～5）の効果については、そもそも遊水地が全貯留でありダムとは発現効果が本質的に異なることは自明である。ダム代替案として単純に比較検討すること自体がナンセンスである。これは水田貯留についても同様である。更に水田貯留は運用面での法制度を含む整備なくして実現性を評価すること自体ができない。治水対策はあらゆる手段を駆使してそれらの組み合わせの中から総合的に判断するものである（この点は、今回の国の検証スキームの限界である）。</p> <p>予定されるダム完成年度は平成39年度（資料4-1）であり、治水面から考えて流域住民が真に求める喫緊の課題に対応できる案が、案1であるとはとても結論することはできない。</p> <p>環境面では、評価表「環境への影響」では、案2～5すべてが不明となっている。提供資料にも案1での環境影響を判断できる根拠資料は一切なく、案1が案2～5に比して優位であるとは到底結論できない。</p> <p>以上、人命・財産に関わる点を中心に指摘しました。                  今回のダム検証で、岐阜県県土整備部河川課は、どの区間が水害リスクが比較相対的に高いのかを改めて深く再確認したはずです。それら区間は平面図、縦断図、横断図からさえ、読みとることができます。これら区間の整備を放置または不十分なまま、完成まで効果を発現しない洪水調節施設整備を優先することは、県民に奉仕する公僕として絶対にや</p>

ってではない選択です。河川技術者として、公僕として、県民に誠実であって下さい。限られた予算と人員の中で、どうすれば、确实・着実・早期に安全にすることができるのかに知恵を絞って下さい。あたり前に、川に真正面から向き合って、真に流域住民のためになる整備が速やかに進捗する結論を、素直に出して下さい。

繰り返しますが、流域住民が真に求める喫緊の課題に対応できるのは、河道改修です。現時点では河道改修を選択し、ダムは今後流域での対応を含むあらゆる対策を検討・講じた上で、現整備計画期間の最終期に、財政的・技術的・社会的制約の視点から総合的に、もう一度判断すればよいのではないのでしょうか。それが整備計画の見直しであれば、計画論としてもなお明確でしょう。「やめる」と決められなくとも「する」と決めることもなく、「保留する」という判断もまた、諸制約の中で政策選択として実現可能な賢明な道なのではないのでしょうか。

最後になりますが、総合的な治水の推進を決めた兵庫県では、現在、総合治水条例（仮称）の検討に力を入れています。いつまでも、予算・人員・知力がダムに消耗される河川整備では、こうした次の段階には進めません。岐阜県が、未来を見据えた賢明な選択をなさることを願います。

以上